

フランスのインターネット違法ダウンロード規制法 —著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって—

海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I HADOPI1 法制定の経緯

- 1 これまでの法整備の歴史
- 2 違法ダウンロード規制の課題

II HADOPI1 法の概要

- 1 HADOPI の構成と所掌事務
- 2 注意義務と3ストライク制
- 3 違憲判決

III HADOPI2 法の概要

- 1 インターネット接続停止措置に関する刑事手続
- 2 違憲判決

おわりに

翻訳：インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する 2009 年 6 月 12 日の法律第 2009-669 号
インターネットにおける文学的及び美術的所有権の刑事上の保護に関する 2009 年 10 月 28 日の法律第 2009-1311 号

はじめに

インターネットが社会生活の中心となりつつある昨今、違法ダウンロードによる著作権

侵害が、国際的な問題となっている。こうした中で、2009 年にフランスは、違法ダウンロードを規制する法律を制定した。これは、我が国をはじめとして、インターネット規制に関する諸国家の法整備に、大きな示唆を与えるものと思われる。

フランス政府は、2008 年 10 月に「デジタルフランス 2012—デジタル経済発展計画 (France numérique 2012—Plan de développement de l'économie numérique)⁽¹⁾」を発表し、全国民がブロードバンドによるインターネット接続を利用できるような環境の整備とデジタルコンテンツの提供拡大を 2012 年までの目標として掲げた。フランスにおけるインターネット利用者の 12 歳以上の人口に占める割合は、2005 年時点では 52% であったが 2010 年時点では約 74% に増加した。これは、約 4000 万人近くがインターネットを利用している計算になる⁽²⁾。インターネット加入件数は、2010 年時点で、約 2100 万件であり、このうち約 95% がブロードバンド回線契約である⁽³⁾。また、ブロードバンドの世帯普及率は、2009 年時点で 63% である⁽⁴⁾。

一方で、インターネットを利用した違法行為による著作権侵害も増加している。特に P2P

(1) Éric Besson, Secrétaire d'Etat chargé de la Prospective, de l'Evaluation des politiques publiques et du Développement de l'économie numérique, *France numérique 2012—Plan de développement de l'économie numérique*, Octobre 2008, p.4. <<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/084000664/0000.pdf>> 以後、インターネット情報はすべて 2011 年 8 月 31 日現在である。

(2) Centre de Recherche pour l'Etude et l'Observation des Conditions de Vie, *La diffusion des technologies de l'information et de la communication dans la société française (2010)*, N° 269 Décembre 2010, p.100. <<http://www.credoc.fr/pdf/Rapp/R269.pdf>>

(3) Autorité de régulation des communications électroniques et des postes, *Observatoire trimestriel des marchés des communications électroniques en France – 4ème trimestre 2010 - résultats définitifs*, 31 Mars 2011, p.8, 18. <<http://www.arcep.fr/fileadmin/reprise/observatoire/4-2010/obs-marches-t4-2010.pdf>>

(4) Autorité de régulation des communications électroniques et des postes, *Les chiffres clé des communications électroniques en France Chiffres 2009*, Juin 2010. <<http://www.arcep.fr/fileadmin/reprise/publications/chiffres-cle/chiffres-cle-2009-juin2010.pdf>>

技術⁵⁾に基づくファイル共有ソフトを利用した音楽、映画等の違法ダウンロードは、フランスでも大きな問題となっている。特に多いのは、音楽ファイルの違法ダウンロードである。年間にダウンロードされる約10億ファイルのうち、正規サイトからのダウンロードは、わずか2000万ファイルに過ぎず、また、音楽ディスク市場は、2008年までの5年間で、販売量と売上額において50%の減少を示した⁶⁾。

こうした状況を改善するため、違法ダウンロードの規制とデジタルコンテンツの合法的な提供の推進を目的とする「インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する2009年6月12日の法律第2009-669号⁷⁾」が制定された。ただし、この法律は、憲法院の違憲判決を受け、違憲部分を削る形で公布された。その後、削られた部分を補完するための法案審議が進められ、約4か月後に、「インターネットにおける文学的及び美術的所有権⁸⁾の刑事上の保護に関する2009年10月28日の法律第2009-1311号⁹⁾」が制定された。前者は、その法律によって設立された「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関(Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet)」の頭文字をとり「HADOPI 1法」、後者は、「HADOPI2法」と称される。本

稿では、以下この略称を用いる。また、高等機関の名称には、「HADOPI」の略称を用いる。

本稿では、第I章でHADOPI1法の前提となった過去の法律とその課題について解説する。第II章では、HADOPIの構成と所掌事務、また、違法利用者に対する3段階の措置について解説した上で、違憲判決の要旨を紹介する。第III章では、HADOPI2法に基づく違法利用者に関する刑事手続を中心に解説する。また、この2つの法律の全訳を末尾に付す。

I HADOPI1法制定の経緯

1 これまでの法整備の歴史

インターネットにおける著作権侵害に関しては、HADOPI1法に先行し次の3つの法律が存在する。

① デジタル経済における信用のための2004年6月21日の法律第2004-575号¹⁰⁾

この法律は、インターネット上で交換されるコンテンツに関するホスティングサービス(サーバの利用提供サービス)事業者及びインターネットサービスプロバイダ(以下「プロバイダ」)の責任について規定するものである。ホスティングサービス事業者は、自身が提供するサービス上に蓄積された情報が、

(5) P2P (peer to peer、フランス語では "pair à pair") は、通信モデルの一種である。従来のクライアント・サーバ方式の通信モデルは、主たるサーバにユーザの従たる端末(クライアント)が接続し、そのサーバに蓄積されたデータ等を利用する形であったのに対し、P2Pは、ユーザの端末同士を相互に接続し、データの交換を行う形式をとっている。クライアント・サーバ方式がサーバの処理能力に大きく依存しており、データが大きくなればサーバがパンクしてしまう可能性があるのに対し、P2Pは、回線帯域さえ確保できれば、比較的容易に大きなデータの交換が行えるというメリットがある。また、匿名性が高く、データの発信源を特定するのが困難であるという特徴があり、このために違法行為に利用されるケースが増加し、問題となっている。

(6) Sénat Rapport no.53 (2008-2009), pp.23-24. (<http://www.senat.fr/rap/108-053/108-0531.pdf>)

(7) Loi n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet

(8) 「文学的及び美術的所有権(propriété littéraire et artistique)」とは、知的所有権の一部で、著作権及び著作隣接権の総称である。なお、フランスの知的所有権法典は、第1部の文学的及び美術的所有権と第2部の工業的所有権から構成される。

(9) Loi n° 2009-1311 du 28 octobre 2009 relative à la protection pénale de la propriété littéraire et artistique sur internet

(10) Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique

違法であるを知っていた場合又は違法であることを知ってから直ちにそのデータを削除する等の適切な対応を怠った場合、責任を問われる。また、この法律により、司法機関は、ホスティングサービス事業者及びプロバイダに対し、インターネット上のコンテンツによってもたらされる損害を防ぐ適切な措置を取るよう命じることができるようになった。

この法律第 2004-575 号の中で、HADOPI1 法及び HADOPI2 法に関連する最も重要な点は、デジタルデータの送受信を表す「オンライン公衆送信 (communication au public en ligne)」という概念が第 1 条において次のように定義された点にある。

「オンライン公衆送信とは、個人の求めに応じ、送信者と受信者との相互の情報交換を可能にする電気通信の方法による、デジタルデータの伝達であって、私信としての性格を有しないものを意味する」。

これは、インターネットを利用したデジタルデータの送受信であると解釈される。具体的な例を挙げると、ウェブサイト上でのファイルのアップロードとダウンロード、P2P ネットワークによるファイル共有、音楽又は動画ファイルの保存と共有を可能にする共有サイトサービスによるデータの送受信等が、オンライン公衆送信に含まれる。ただし、電子メールクライアント、フリーメールサービス又はソーシャル・ネットワーク等によるデータの伝達は、私信としての性格を有するとみなされ、除外される。

なお、ウェブサイト、P2P サービス、共

有サイトサービス等のオンライン公衆送信の提供サービス一般を表す場合は、「オンライン公衆送信サービス (service de communication au public en ligne)」という語が使用される。また、「オンライン公衆送信サービスへの接続 (accès à des services de communication au public en ligne)」と言った場合には、インターネット接続を意味し、「オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者 (personne dont l'activité est d'offrir un accès à des services de communication au public en ligne)」と言った場合には、プロバイダを意味する⁽¹¹⁾。

- ② 情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号を改正するとともに、個人情報の処理における個人の保護について定める 2004 年 8 月 6 日の法律第 2004-801 号⁽¹²⁾

この法律では、権利の侵害、有罪判決、保安処分に関する個人情報の処理を実施できる法人の範囲を拡大した。ここでいう「処理」とは、収集、保存、閲覧、利用、伝達、消去等の操作を指す⁽¹³⁾。また、個人情報の処理を実施するには、個人情報の処理等に関する行政機関である「情報処理及び自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés : CNIL)」の許可が必要となる。この法律により新たに処理の実施許可を受けた法人は、著作権料の徴収と分配に関する団体⁽¹⁴⁾、著作権保護に関する団体である職業保護組織⁽¹⁵⁾及び著作権に関する権利者団体である。この法律の主な目的は、イン

(11) 前掲注(6), p.47.

(12) Loi n° 2004-801 du 6 août 2004 relative à la protection des personnes physiques à l'égard des traitements de données à caractère personnel et modifiant la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés

(13) 「個人情報の処理」については、同法第 2 条第 3 項で定義されている。

(14) 著作権料の徴収と分配に関する団体 (société de perception et de répartition des droits) は、著作権料の共同管理や作者と製作者との仲介等を実施する団体で、フランス国内に 22 団体が存在する。

ターネット上の著作権侵害に関する事実確認を容易にする点にあり、例えば、違法コンテンツをダウンロードしたインターネット利用者を特定し、警告メッセージを送付することなどが可能となった⁽¹⁶⁾。

③ 情報社会における著作権及び著作隣接権に関する2006年8月1日の法律第2006-961号⁽¹⁷⁾

「DADVSI法」と呼ばれるこの法律の主眼は、デジタル著作権管理(Digital Rights Management: DRM)に代表される著作権保護を目的とした技術的保護手段(mesures techniques de protection、技術的手段(mesures techniques)と略される場合もある)に関する規制及びP2Pによる違法なファイル共有の規制にある。

DRMとは、デジタルコンテンツの著作権を保護する仕組みの総称である。仕組みは、様々であるが、デジタルコンテンツを暗号化し、そのコンテンツを合法的に入手した正規の利用者が有する特定の端末やソフトウェアでなければ再生できないようにする形式が主流である。例えば、ダウンロード販売される音楽ファイルにDRMを施すことで、購入者以外の端末での再生を不可能にするといったことができる。

DADVSI法では、DRMの回避を目的としたソフトウェアの改竄等に、罰金を科すことを規定した。また、DRMの回避手段又はDRMを削除したファイル等の他人への提供者には、禁錮刑又は罰金刑が科せられる。

しかし、DRMは、著作権保護に貢献する一方で、不可避的に特定のファイル利用環境への依存をもたらすおそれがある。場合によっては、

特定のソフトウェアの寡占状態や、コンテンツとソフトウェアの実質的な抱き合わせ販売の原因となる可能性がある。そこで、異なるDRM技術間におけるソフトウェア等の動作を可能にする技術の相互運用性(interopérabilité)が問題となる。相互運用性が確保されれば、他社のDRMを施されたファイルを自社のソフトウェアで再生可能にすることができる。このため、DADVSI法は、相互運用性の確保を目的として、ソフトウェア会社等が、他社のDRMの仕様等の開示を請求できるようにした。ただし、仕様等の開示は、著作権を侵害するおそれがあるため、DRM技術に関する裁定や管理を実施する機関として、後にHADOPIがその所掌事務を継承することになる「技術的手段規制機関(Autorité de régulation des mesures techniques: ARMT)」が設立された。

また、P2Pに関しては、著作権で保護される作品等を許可なく利用することを目的とすることが明白なソフトウェアを開発し、公衆の利用に供し、又は公衆に送信した者に対し、禁錮刑又は罰金刑を科すことが規定された。

2 違法ダウンロード規制の課題

DADVSI法では、DRMの回避や違法目的のファイル共有ソフトの提供等、主に違法ダウンロードを助長する行為に対する規制が行われた。残された課題は、違法ダウンロードを行うインターネット利用者自体を対象とする規制であった。

インターネット上の著作権侵害は、HADOPII法制定以前から現在も変わらず、知的所有権法

(15) 職業保護組織(organismes de défense professionnelle)とは、著作権の保護のために活動する団体のことである。例えば、視聴覚海賊行為対策協会(Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle: ALPA)などがあり、視聴覚作品分野の著作権を侵害する海賊行為に対する対策を実施している。

(16) 例えば、ソフトウェア製作者の関連団体であるSyndicat des éditeurs de logiciels de loisirsは、ソフトウェアの違法ダウンロードを行った者に対し、警告メッセージを送ることができるようになった。*op.cit.*(6), p.49.

(17) Loi n° 2006-961 du 1er août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information

典 L. 第 335-2 条、L. 第 335-3 条 及び L. 第 335-4 条に基づき、軽罪 (délit)⁽¹⁸⁾に分類される知的所有権侵害罪 (contrefaçon)⁽¹⁹⁾に問うことができる⁽²⁰⁾。知的所有権侵害罪を犯した者には、3 年以下の禁錮刑又は 30 万ユーロ以下の罰金刑が科せられ、被害者は、損害賠償を請求することもできる。

ウェブサイト上でのファイルのアップロードやダウンロード、また、P2P を使用したファイル交換等も、それが著作権を侵害する違法なものであれば、知的所有権侵害罪に問うことができる。しかし、訴訟にかかる時間やコストを考慮した場合、営利目的の組織的な違法ダウンロード等を処罰する場合は良いとしても、日々大量に行われる非営利目的の個人的な違法ダウンロードを取り締まる場合、知的所有権侵害罪に問うことは、極めて非効率的で、違法行為の抑止効果もそれほど期待できない。

このような状況を踏まえて、フランス政府は、2007 年 9 月 5 日に、フランスの大手書店 Fnac の最高経営責任者であるデニス・オリヴェンヌ (Denis Olivennes) に、オンライン上での著作物の合法的な提供の推進と大量の違法ダウン

ロードの防止を目的とする手段の形成に関する報告書の作成を依頼し、当該報告書 (以下「オリヴェンヌ報告」) は、2007 年 11 月に提出された⁽²¹⁾。オリヴェンヌ報告に基づき、2007 年 11 月 23 日に、国、プロバイダ、そして音楽や映画等の分野を代表する企業や団体の間で、「エリゼ協定⁽²²⁾」と呼ばれる協定が調印された。

エリゼ協定は、次の 2 点の合意の上に成り立っている。1 点目は、インターネット上での著作物の合法的提供を推進するための合意である。具体的には、DRM のように合法的なウェブサイトから購入した著作物の使用をも制限してしまう保護手段を徐々に廃止することである。2 点目は、インターネット上での違法ダウンロードの抑制を目的とする制度の創設である。この制度は、行政機関が違法ダウンロードを行った者に警告を行い、それでも違法行為をやめないものに対し、最終的にはインターネット接続の停止及びプロバイダとの契約解除を実施することが想定された。また、この制度を実施するために、ARMT の権限を拡大し、新たな機関を創設する案が提示された。

政府は、2008 年 6 月 18 日に、オリヴェンヌ

(18) 犯罪には、罪が重い順に、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) の 3 種類がある。重罪を犯した者には、無期懲役刑、有期 (10 年以上) の懲役刑又は無期若しくは有期 (10 年以上) の禁錮刑が科せられる。また、罰金刑又は補充刑を併せて科することができる (刑法典第 131-1 条及び第 131-2 条)。軽罪を犯した者には、10 年以下の拘禁刑、罰金刑、日数罰金刑、公民研修刑、公益労働刑、権利はく奪刑、権利制限刑、補充刑又は賠償刑 (被害者の損害を賠償させる刑) が科せられる (刑法典第 131-3 条から第 131-9 条)。違警罪を犯した者には、罰金刑、権利はく奪刑、権利制限刑又は賠償刑が科せられる。また、補充刑を併せて科することができる (刑法典第 131-12 条)。違警罪は、罪の重さにより第 1 級から第 5 級まで存在し、第 5 級が一番重い。第 5 級違警罪に対する刑としては、最高で 1,500 ユーロ (規則が定める場合で再犯の場合は 3,000 ユーロ) の罰金刑 (刑法典第 131-13 条)、自動車運転免許剥奪等の権利剥奪刑 (刑法典第 131-14 条) 等がある。

(19) “contrefaçon” は、文書偽造や通貨偽造等の偽造罪を指す場合もある。

(20) ただし、知的所有権法典 L. 第 335-2 条、L. 第 335-3 条及び L. 第 335-4 条の中に、インターネット上の著作権侵害 (違法なアップロードやダウンロード) に関する特別な記述があるわけではなく、これらをインターネット上の著作権侵害に対して適用したいいくつかの判例が存在するのみである。

(21) 報告書は、「新しいネットワークにおける文化的著作物の発展と保護」と題され提出された。

Denis Olivennes, *Le développement et la protection des oeuvres culturelles sur les nouveaux réseaux*, Novembre 2007. <<http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/conferen/albanel/rapportolivennes231107.pdf>>

(22) Création et internet, *Projet de loi Création et Internet : développer l'offre légale et traiter le piratage par la pédagogie*, mardi 10 mars 2009. <<http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/conferen/albanel/2008-06-18-Art-Creation-et-Internet.html>>

報告及びエリゼ協定に基づき「インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する法案⁽²³⁾ (HADOPI1 法案)」を議会に提出した。この法案では、ARMTを引き継ぐ独立行政機関としてHADOPIを新設し、HADOPIがインターネット接続の停止措置を実施するという案が採用された。これは、インターネット接続の停止措置までを司法機関を介さず行政機関のみで行うことで、大量の違反行為の裁判により、裁判所が飽和状態になる事態を防ぐという意図に基づくものである。

法案に対しては、賛否両論があった。著作権料管理団体やミュージシャンなどが賛意を示す一方で、反対者も多かった。例えば、HADOPI1 法案審議中の2009年4月7日には、俳優や映画監督など40名近くの映画関係者が、リベラシオン紙に声明を掲載し、HADOPI法に反対の意を表明した⁽²⁴⁾。また、ミッテラン大統領の補佐官や欧州復興開発銀行総裁を務めた経験のある経済学者ジャック・アタリも、この法案について否定的な見解を示した⁽²⁵⁾。また、2009年3月12日には、英国で100名以上のミュージシャンがインターネット上でのファイル共有規制に反対を表明するという動きもあった⁽²⁶⁾。また、HADOPI1 法及びHADOPI2 法は、

それぞれ違憲判決を受けており、制定に至る道筋は、順風満帆ではなかった。

II HADOPI1 法の概要

HADOPI1 法案は、両院協議会での協議を経て、最終的に2009年5月12日に下院で可決され、翌13日に上院でも可決された。しかし、後述するように、行政機関によるインターネット接続の停止措置に関する規定に対し違憲判決が下り、HADOPI1 法は、この規定を削った上で公布された。

HADOPI1 法は、6節で構成されるが、本稿では、HADOPIの権限に関わる第1節「知的所有権法典を改正する規定」を中心に解説する。

1 HADOPIの構成と所掌事務

HADOPIの構成と所掌事務は、HADOPI1 法第5条（知的所有権法典第1部第3編第3章第1節第3款第1目）で規定される。HADOPIの地位は、独立行政機関（Autorité administrative indépendante : AAI）のうち法人格を付与されたものである独立公共機関（Autorité publique indépendante : API⁽²⁷⁾）である。この独立行政機関及び独立公共機関は、国家の名に

(23) *Projet de loi favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet*

(24) この公開状の署名者には、シャンタル・アッカーマンやカトリーヌ・ドヌーヴといったフランス国内外で活躍する映画関係者が含まれる。“*Lettre ouverte aux spectateurs citoyens*,” *Libération.fr*, 2009.4.7. <<http://www.liberation.fr/culture/0101560675-lettre-ouverte-aux-spectateurs-citoyens>>

(25) ジャック・アタリの批判の要点は、大部分の違法利用者がダウンロードすることなく、音楽や映像をストリーミング配信により違法に視聴している点、新技術による回避手段の登場が予想される点、法律がインターネットの包括的な監視手段を可能とする点等である。“*Une loi absurde et scandaleuse*,” *L'Express.fr*, 2009.3.10. <http://www.lexpress.fr/actualite/high-tech/une-loi-absurde-et-scandaleuse_745851.html>

(26) 集まったミュージシャンには、世界的に成功を収めた英国のバンドであるピンク・フロイドのニック・メイソンやレディオヘッドのエド・オブライエン等が含まれる。

“*It's not a crime to download, say musicians*,” *The Independent*, 2009.3.12. <<http://www.independent.co.uk/arts-entertainment/music/news/its-not-a-crime-to-download-say-musicians-1643217.html>>

(27) これはHADOPIの前身のARMTに法人格がなく、独立行政機関であったにもかかわらず、公取引等の面で実質的には文化省に依存しており、独立性が十分に担保されていなかったことへの反省に基づいている。独立行政機関の詳細な定義については、鈴木尊紘「フランスにおける原子力安全透明化法—原子力安全庁及び地域情報委員会を中心に—」『外国の立法』No.244, 2010.6, pp.61-62. を参照。

において行動し、政府機関及び企業等から独立して、法執行力と影響力を有する指示や勧告等を行うことができる行政組織である。

(1) 構成

HADOPI は、評議会 (collège) と権利保護委員会 (commission de protection des droits) の2つの組織から構成される²⁸⁾。

(i) 評議会

評議会は、後述する HADOPI の3つの所掌事務を実施する。評議会は、次の9名で構成される。

① コンセイユ・デタ (国務院)²⁹⁾ の副院長が指名するコンセイユ・デタの現職の構成員1名、② 破毀院長が指名する破毀院³⁰⁾の現職の構成員1名、③ 会計検査院長が指名する会計検査院の現職の構成員1名、④ 文学的及び美術的所有権に関する高等評議会の議長が指名する文学的及び美術的所有権に関する高等評議会の構成員1名、⑤ 電気通信担当大臣、消費担当大臣及び文化担当大臣が共同の提案に基づき指名する者3名、⑥ 国民議会 (下院) 議長及び元老院 (上院) 議長がそれぞれ1名ずつ指名する者2名

評議会の評議員の任期は6年で、再任はできないが、評議会が定める職務遂行上の障害が認められない限り、罷免されることもない。議長は、評議会の独立性及び公平性を強化するため、司法官又は裁判機能を担う者である①②③の中から、構成員によって選出され、HADOPI の長官 (président) の職も務める。

(ii) 権利保護委員会

権利保護委員会は、後述する著作権侵害防止のための勧告等を実施する任を負う。権利

保護委員会は、次の3名で構成される。

① コンセイユ・デタの副院長が指名するコンセイユ・デタの現職の構成員1名、② 破毀院長が指名する破毀院の現職の構成員1名、③ 会計検査院長が指名する会計検査院の現職の構成員1名

権利保護委員会の委員の任期は、評議会と同じく6年で、再任も職務遂行上の障害がない限り罷免もできない点も同様である。また、HADOPI 長官は、権利保護委員会を補佐する公務員を任命し、事務の実施にあたらせる。なお、評議会の評議員と権利保護委員会の委員の職を兼ねることはできない。

(2) 所掌事務

HADOPI の所掌事務は、知的所有権法典第1部第3編第3章第1節第3款第2目から第4目までに規定される次の3点である (第2目及び第3目は、HADOPII 法第5条により新設、第4目は、HADOPII 法第2条により改正されたものである)。

- ① インターネットにおける著作物の合法的提供の推進及び著作物の利用の監視
- ② インターネットにおける著作権侵害からの著作物の保護
- ③ 著作物の保護及び識別に関する技術的手段の分野における規制及び監視

①は、具体的には、コンテンツの提供サービスに対する合法性を証明するラベルの付与、提供サービスの合法性を照会するためのポータルサイトの設置、コンテンツの認証及びフィルタリング方式に関する実験の評価並びにインターネットにおける著作物の違法利用を可能にする技術の特定及び調査である。ラベル³¹⁾について

²⁸⁾ HADOPI の組織図については、HADOPI ウェブサイトの次のページを参照。〈<http://www.hadopi.fr/la-haute-autorite/directions-de-l-hadopi/l-organigramme.html>〉

²⁹⁾ コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、行政裁判所であると同時に、法律問題に関する政府の諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

³⁰⁾ 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事の最高裁判所である。

は、2010年11月10日のデクレ第2010-1366号⁽³²⁾で具体的な付与手続が規定され、2011年3月に最初の申請が受理され⁽³³⁾、6月14日に17のサービスにラベルが交付された⁽³⁴⁾。照会のためのポータルサイトについては、本稿執筆時点(2011年8月31日現在)では、設置準備中であり、詳細は判明していない。

②は、インターネット利用者に対する勧告及びインターネット接続の停止措置に関する事務である。この法律の最も重要な部分であるため、次項で詳述する。

③は、HADOPIの前身であるARMTが実施していたDRM等に関する事務である。HADOPI法第2条により、知的所有権法典のARMTがHADOPIに置き換えられ、ARMTは、発展的に解消された。

2 注意義務と3ストライク制

前述のHADOPIの所掌事務の②にあたる「インターネットにおける著作権侵害からの著作物の保護」の内容は、インターネット利用者に課

される回線利用に関する注意義務違反に関する調査、違法行為を行ったインターネット利用者に対する勧告及びインターネット接続の停止措置、セキュリティ確保のためのソフトウェア等に対する品質を保証するラベルの付与⁽³⁵⁾の実施である。

この所掌事務の前提として、HADOPI法第11条により新設された知的所有権法典L.第336-3条の規定を確認しておく必要がある。L.第336-3条は、次のとおりである。

L. 第336-3条 オンライン公衆送信サービスへの接続の権利を有する者は、第1編及び第2編に規定する著作権者の許諾が必要であるにもかかわらず、その許諾を得ないで、著作権又は著作隣接権によって保護される著作物又は客体を複製し、上演し、送信可能化⁽³⁶⁾し又は公衆送信する目的でその接続が利用されないように、注意する義務を負う。

(31) ラベルは、PURロゴなどと呼ばれ、図には"HADOPI PUR Promotion des Usages Responsables"と記載されている。HADOPIがPURロゴのPRのために運営している"Plateformes Labellisées PUR"というサイトで、ラベルを確認することができる。〈<http://www.pur.fr/>〉

(32) Décret n° 2010-1366 du 10 novembre 2010 relatif à la labellisation des offres des services de communication au public en ligne et à la régulation des mesures techniques de protection et d'identification des œuvres et des objets protégés par le droit d'auteur

(33) HADOPIは、付与申請を受けたサービスに関する情報をウェブサイト上で公表する。提供されるコンテンツの権利者は、権利侵害がある場合、公表から4週間以内に異議を表明することができる。異議がなければ、HADOPIはラベルの付与を実施する。申請書類等は、HADOPIのウェブサイト上で配布されている。〈<http://www.hadopi.fr/hadopi-pro/presentation-de-la-procedure.html>〉

(34) 内訳は、音楽提供サービスが10サービス、ビデオ提供サービスが3、ビデオゲーム及びソフトウェア提供サービスが3、写真提供サービスが1である。"Hadopi : 17 plates-formes obtiennent les premiers labels PUR", *Le Monde.fr*, 2011,6,14. 〈http://www.lemonde.fr/technologies/article/2011/06/14/hadopi-17-plates-formes-obtiennent-les-premiers-labels-pur_1535908_651865.html〉

(35) セキュリティ確保の手段に対するラベル付与手続は、「オンライン公衆送信サービスへの接続の違法利用を防止するためのセキュリティ確保の手段の評価手続及びラベル付与に関する2010年12月23日のデクレ第2010-1630号(Décret n° 2010-1630 du 23 décembre 2010 relatif à la procédure d'évaluation et de labellisation des moyens de sécurisation destinés à prévenir l'utilisation illicite de l'accès à un service de communication au public en ligne)」により定められた。しかし、本稿執筆時点(2011年8月31日現在)では、ラベルの付与は開始されていない。

(36) 送信可能化(mise à disposition)とは、主にインターネット上で著作物を送信できる(利用できる)状態にすることをいう。サーバ上にファイルをアップロードする行為等がこれにあたる。

つまり、インターネット利用者は、自身が契約する回線を、著作物の違法利用を目的として使用せず又は使用されないように注意する義務を負うことになる。

この注意義務違反の確認から HADOPI による勧告とインターネット接続の停止措置に至る流れは、HADOPI1 法第 5 条により改正された知的所有権法典の諸規定に基づき、次のようなものとなる。

まず、HADOPI は、職業保護組織、著作権料の徴収と分配に関する団体又は国立映画センターという 3 種の著作権関連団体の代理人から、注意義務違反が疑われる事実について確認を行うように申立てを受け、手続を開始する（知的所有権法典 L. 第 331-24 条）。このように、HADOPI は、申立てがない限り手続を開始しない。

次に、HADOPI の権利保護委員会とその補佐のために配置される公務員は、注意義務違反について調査及び確認を実施する（知的所有権法典 L. 第 331-21 条）。

権利保護委員会は、注意義務違反が確認された場合、一般に「3 ストライク制」と称される 3 段階の措置を開始する。

まず、第 1 段階として、注意義務の遵守を促す勧告書を電子的手段（電子メール等）により、インターネット利用者に対して送付する³⁷⁾（知的所有権法典 L. 第 331-26 条第 1 項。ただし、L. 第 331-26 条は、HADOPI2 法による改正で、L. 第 331-25 条となる）。勧告書には、合法的な提供サービス、注意義務違反を防止するためのセキュリティ確保の手段、違反行為の危険性に関する情報等も併記される。

第 2 段階は、1 度目の勧告から 6 か月以内に、再度注意義務違反が確認された場合に実施される（知的所有権法典 L. 第 331-26 条第 2 項）。1 度目と同内容の電子メールを再送信すると同時に、勧告書の送付日を証明するために書留郵便（又はその他の適切な手段）により文書が送付される。

第 3 段階は、第 2 段階の勧告に続く 1 年以内に、3 度目にあたる義務違反が確認された場合に実施される（知的所有権法典 L. 第 331-27 条。ただし、L. 第 331-27 条は、憲法院の違憲判決により削られる）。権利保護委員会は、対審による審判手続の後、違反の重大性及び接続の用途を考慮した上で、次のいずれかの行政罰³⁸⁾を言い渡す。

- ・ 2 か月から 1 年間のインターネット接続の停止及び同期間中の別のプロバイダとの契約の禁止
- ・ 再発防止措置、特にセキュリティ確保の措置の実施命令

このように、勧告書の送付からインターネット接続の停止措置までは、すべて行政機関が実施する。しかし、この第 3 段階目の停止措置に関する規定は、憲法院の違憲判決を受け、削られることになり、HADOPI1 法は、中心となる規定を欠いたものとなった。次に、この違憲判決について解説する。

3 違憲判決

HADOPI1 法は、両院での可決後の 2009 年 5 月 19 日に 184 名の上院議員により憲法院に違憲審査が付託され、6 月 10 日に憲法院は、一部条文に違憲判決を下した³⁹⁾。

37) 電子メールによる勧告の見本は、HADOPI のウェブサイトで公開されている。〈<http://www.hadopi.fr/download/sites/default/files/page/pdf/Hadopi-recommandation.pdf>〉

38) 行政罰 (sanction administrative) は、行政機関が科す制裁である。行政罰は、原則として司法機関を介さず、刑事罰よりも迅速で簡便な手続で実施できるため、大量に発生する違反行為を取締まる際に実施される。一例として、交通違反の減点等がある。Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridique*, Dalloz, 2010, p.731.

違憲となったのは、第5条、第11条、第16条及び第19条の規定の一部である。違憲となり削られた条文は、本解説末尾の附表に別途訳出した。

違憲理由は、大きく分けて2点ある。まず、憲法院は、フランスにおける重要な法源である1789年のフランス人権宣言第11条の「思想及び意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に話し、書き、印刷することができる」（訳文は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006、pp.269-270. に拠った⁽⁴⁰⁾）という条文を引用し、現在の通信手段におけるオンライン公衆送信サービスの全般的な発展並びに民主的生活への参加及び思想又は意見の表明の際にこのサービスが担う重要性を考慮した上で、フランス人権宣言が保障する思想及び意見の自由な伝達の権利には、オンライン公衆送信サービスへの接続、つまりインターネットに接続する自由も含まれるとした。

その上で、問題となるのは、この権利を制限する権限を司法機関ではなく行政機関であるHADOPIに付与することができるかどうかという点であった。

まず、憲法院は、三権分立の原則又は憲法的価値を有するいかなる原則若しくは規則⁽⁴¹⁾も、行政機関が任務遂行に必要な措置において行政罰を行使することを妨げるものではないという前提を示した上で、この行政罰の権限を行使す

る際には、憲法が認める権利と自由の保護を保障するための措置を法律により伴わせなければならないという原則を提示した⁽⁴²⁾。また、行政罰に適用すべき原則として、罪刑法定主義の原則、当事者の権利を保障するための防御権の保障といったものを挙げ、これらの原則は、たとえ立法者が司法的性格を有しない機関にこうした制裁を宣告する権限を委ねたとしても、尊重されなければならないという点も確認した。

その上で、表現と通信の自由は、その行使が民主主義の条件であり、その他の権利と自由の尊重を保障するものであるため、よりいっそう重要である点を強調し、このような自由に対する侵害は、追求する目的に必要で適合するものであり、さらにその目的と釣合のとれたものでなければならないとした。

こうした原則を確認した上で、憲法院は、次のような結論を下した。問題となっている行政罰は、司法機関ではない権利保護委員会にインターネット接続を制限する権限を付与するものである。この権限は、特定の範疇の人々に限らず国民全体が対象となり得るものであり、万人に対して自由に表現し通信する権利、とりわけ家庭からその権利を行使することを制限できるものである。こうした点を踏まえ、1789年のフランス人権宣言第11条を考慮した上で、たとえこのインターネット接続の停止という行政罰の行使に際し、思想及び意見の自由な伝達の権利を保障するいかなる措置を伴わせたとしても、行政機関にこのような権限を付与することはできないと判断した。

(39) Décision n° 2009-580 DC du 10 juin 2009 (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-42666.pdf>)

(40) 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006、pp.269-270.

(41) 憲法的価値を有する原則とは、「憲法的価値を有する法文のなかに明示的には記されていないが、憲法院が立法者に対し、憲法的価値を有する法文と同一の効果を有することを認めた一般原則」のことである。中村紘一・新倉修・今関源成監訳『フランス法律用語辞典』三省堂、2002、p.247.

(42) 同様の判断は、旧証券取引委員会の行政罰の権限に関する1989年7月28日の憲法院判決でも提示されている。Décision n° 89-260 DC du 28 juillet 1989 (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-8652.pdf>)

また、憲法院は、違憲理由の2点目として、「何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」という推定無罪の原則を規定するフランス人権宣言第9条⁽⁴³⁾を引用し、注意義務違反の3つの免責条件⁽⁴⁴⁾(HADOPI1法第11条に基づき改正された知的所有権法典L.第336-3条第2項から第5項)の立証責任が、インターネットの利用者側にある点(HADOPI1法第5条に基づき改正された知的所有権法典L.第331-38条第2項)について、推定無罪の原則に反するという点をあげた⁽⁴⁵⁾。

違憲判決を受け、HADOPI1法は、違憲部分を削った形で公布され、違憲部分を補うためのHADOPI2法の制定作業が進められることになる。

Ⅲ HADOPI2法の概要

HADOPI2法は、政府により2009年6月24日に法案が提出され、両院協議会を経て2009年9月22日に最終的に可決された。その後、9月28日に上院議員により憲法院に違憲審査が付託され、10月22日に判決が下り、後述する1か所が違憲とされた。これを受け、HADOPI2法は、違憲部分を削り、2009年10月28日に制定された。

1 インターネット接続停止措置に関する刑事手続

HADOPI2法は、HADOPI1法の第3段階にあたるインターネット接続の停止措置に関する刑事手続について定めるもので、次の3点が主な内容となる。

- ①インターネット接続の停止に関する裁判を司法機関に委ねる。大審裁判所(第1審普通裁判所)の刑事組織である軽罪裁判所の裁判官1名が、これを担当する。
- ②裁定は、略式手続である「刑事命令(ordonnance pénale)」により実施する。
- ③インターネット接続の停止は、主刑に付加される「補充刑(peine complémentaire)」として言い渡される。

まず、HADOPI1法に基づく第2段階の勧告からHADOPI2法に基づく訴訟に至る手続部分を確認しておく必要があるが、これは、HADOPI2法ではなく、2010年7月26日のデクレ第2010-872号⁽⁴⁶⁾により次のように定められている。まず、権利保護委員会は、第2段階の警告を受けた者が1年以内に同様の行為を繰り返した場合、その者に対し訴追の可能性について郵便書留で通知する。次に、権利保護委員会は、事実確認を実施し、違法の可能性がある場合は、裁判所に提訴する。その後、後述するHADOPI2法に基づく裁判所での訴訟手続に移

(43) 第9条の全文は、次のとおりである。「何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合でも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって厳重に抑止されなければならない」。初宿・辻村 前掲書, p.269.

(44) 免責条件が認められるのは、HADOPIが品質を保証するラベルを付与したセキュリティ確保の手段を実施していた場合、違法行為が第三者による不正利用によって行われた場合及び不可抗力の場合の3点である。

(45) この点に関して、一般的に刑事上の問題であるはずの推定無罪の原則が、なぜ行政罰であるインターネット接続停止措置で問題になるのかという疑問が生じる。これについては、HADOPI1法が規定するインターネット接続停止措置は、欧州人権裁判所の判例に照らし合わせれば、容易に刑事的な事項として扱われ得るものであり、このため、憲法院が、欧州人権裁判所による将来の非難を予測し、こうした判決を下したのではないかと推測する研究者もいる。Jean-Michel Bruguiere, "Loi "sur la protection de la création sur internet" : mais à quoi joue le Conseil constitutionnel ?" *Recueil Dalloz*, 2009 (26), pp.1770-1771.

(46) Décret n° 2010-872 du 26 juillet 2010 relatif à la procédure devant la commission de protection des droits de la Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet

行することになる。なお、権利保護委員会は、HADOPI2法の規定により、通常は司法機関が担当する違法行為の事実確認、関係者の所見の収集及び関係者の聴取を実施できるようになった（HADOPI2法第1条により改正された知的所有権法典L.第331-21-1条）。

前述のとおり、インターネット上での違法ダウンロード等の著作物の違法利用を行った者には、知的所有権法典L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に基づき、知的所有権侵害罪として、3年以下の禁錮刑又は30万ユーロ以下の罰金刑が科せられる可能性がある⁽⁴⁷⁾。知的所有権侵害罪は、軽罪にあたり、軽罪を担当する軽罪裁判所で裁かれる。

軽罪裁判所は、刑事訴訟法典第398条に基づき、裁判長と2名の裁判官の3名で構成され、通常この3名の合議制で裁判が実施されるが、例外として、裁判長の権限を付与された1名の裁判官のみで裁判が実施される場合がある。例外が適用される軽罪は、刑事訴訟法典第398-1条に列挙されている。HADOPI2法は、「オンライン公衆送信サービスを用いた知的所有権法典L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に規定する軽罪」をこの例外に含め、単独の裁判官で裁判ができるようにした（HADOPI2法第6条Iにより改正された刑事訴訟法典第398-1条）。つまり、違法ダウンロードに関する裁判は、軽罪裁判所の裁判官1名により実施されることになる。

さらに、裁判は、「刑事命令（*ordonnance pénale*）⁽⁴⁸⁾」という略式手続により行われることが規定された（HADOPI2法第6条IIにより改正された刑事訴訟法典第495-6-1条）。この刑事命令とは、違警罪⁽⁴⁹⁾及び一部の軽罪に適用される裁判の略式手続で、訴追される者の出

頭を必要としないものである。このように、違法ダウンロードに関する裁定手続は、司法機関の負担を軽減する意図に基づき簡略化されたものとなっている。

裁判所は、上記の手続により有罪が確定した者に対して、インターネット接続の停止を「補充刑（*peine complémentaire*）」として言い渡すことができる（HADOPI2法第7条により改正された知的所有権法典L.第335-7条）。補充刑とは、主刑に伴って言い渡される刑であり、その名のとおり主刑を補充するものである。この場合の主刑は、上述の知的所有権法典L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に基づき、知的所有権侵害罪を犯した者に科せられる禁錮刑又は罰金刑である。インターネット接続停止期間は1年以下で、この期間中は、別のプロバイダと新たな契約を結ぶことも禁止される。また、有罪となった者は、インターネット接続停止期間中もインターネット回線の利用料を支払い続ける必要があり、さらに、この期間内にプロバイダ契約を解約した場合には、解約にかかる費用等を支払う必要がある。

また、自身が契約するインターネット回線を第三者により違法行為の目的で不正に利用されてしまった者に対しても、インターネット接続停止の補充刑が科せられる場合がある（HADOPI2法第8条により改正された知的所有権法典L.第335-7-1条）。この場合の停止の要件は、2点ある。1点目の要件は、第三者の不正利用を許したことについてインターネット回線の加入者に明白な過失が存在することである。ここで言う明白な過失は、第2段階の勧告を受けた後に、セキュリティ確保の手段を実施しなかった場合又はこの手段の実施に際し注意を欠いた場合に認められる。2点目の要件は、

(47) 前掲注(20)参照。

(48) Guillien et Vincent, *op.cit.*, p.564.

(49) 前掲注(18)参照。

回線の違法目的での利用が、第2段階の勧告から1年以内に行われることである。権利保護委員会は、この2点について事実確認を実施し、裁判所に提訴する。インターネット接続停止期間は1か月以下で、停止期間中に別のインターネット提供サービスを契約した場合には、3,750ユーロ以下の罰金刑が科せられる。なお、この明白な過失を犯した者には、軽微な犯罪である第5級違警罪⁵⁰が宣告され、主刑として1,500ユーロ以下の罰金刑が科せられる。この主刑の詳細は、HADOPI2法ではなく、2010年6月25日のデクレ第2010-695号⁵¹により定められている。

なお、裁判所は、インターネット接続停止とその期間等を決定する際に、著作権侵害の状況及び重大性、被害を受けた著作者の職業的又は社会的活動並びに社会経済的状況を考慮しなければならない。また、インターネット接続停止期間は、HADOPI1法に対する違憲判決に基づき、知的所有権の保護と自宅から自由に表現し送信する権利を両立し得るものでなければならない（HADOPI2法第9条により改正された知的所有権法典L.第335-7-2条）。

2 違憲判決

HADOPI2法についても、1か所であるが違憲判決が下され、第6条で新設された刑事訴訟法典第495-6-1条の第2項が削られた。第2項の条文は、次のとおりである。

刑事訴訟法典第495-6-1条第2項 この[インターネット上での知的所有権侵害に対する刑事命令 (ordonnance pénale) の]場

合においては、被害者は、裁判長に対し、損害賠償請求の提起について、公訴に基づき言い渡される同様の[刑事]命令により裁定するよう請求することができる。この[刑事]命令は、附帯私訴当事者[損害賠償請求を提起した者、第1文の「被害者」を指す]に通知され、第495-3条⁵²に規定する方法による異議の対象とすることができる。】([]内は執筆者補記)

つまり、違法ダウンロード等の被害者は、略式手続により損害賠償を請求することができ、場合によっては、この損害賠償の命令に異議を申し立てることができることになる。しかし、憲法院は、請求提起の形式、異議の効果及びこの異議に対する被告人の防御権の保障等に関する手続の詳細が規定されていない点が、刑事訴訟手続は法律により定めるべき事項の1つであるとした憲法第34条に反するとして、この項を違憲とした。

HADOPI2法は、違憲部分を削った上で公布された。なお、政府は、HADOPI2法の違憲部分を補うための法律（通称HADOPI3法）の制定を準備しているとされるが、本稿執筆時点（2011年8月31日現在）では、まだ具体化されてはいない。

おわりに

HADOPI2法の制定から、1年以上が経過し、HADOPIは、その活動を徐々に軌道に乗せようとしている。HADOPIによる違反者への勧告書の送付について規定する2010年7月26日

⁵⁰ 前掲注¹⁸参照。

⁵¹ インターネットにおける文学的及び美術的所有権の保護のため明白な過失行為を違警罪とする2010年6月25日のデクレ第2010-695号により定められ、知的所有権法典にR.第335-5条として加えられた。Décret n° 2010-695 du 25 juin 2010 instituant une contravention de négligence caractérisée protégeant la propriété littéraire et artistique sur internet

⁵² 刑事訴訟法典第495-3条は、刑事命令に対する被告人の異議申立ての方法について規定している。

のデクレ第 2010-872 号⁵³⁾が制定されると、2010 年 10 月 1 日に最初の勧告書が違反者に送信された⁵⁴⁾。フィガロ紙によると、HADOPI は、2011 年の 6 月までに、約 40 万通のメールを違反者に送信し、このうち違反を繰り返した約 3,500 人に第 2 段階の勧告書を送付している。2011 年 6 月時点で、数十人が 3 度目の違反を犯したが、いまのところ裁判所への提訴はされていない。これは、3 度目の違反者の大部分が、違法と気づかずに著作権侵害を行った者であると HADOPI が推測しているためである。HADOPI は、裁判所へ提訴する前に、いったんこの者たちから事情を聴く方針である⁵⁵⁾。

HADOPI が 2011 年 3 月 23 日から 4 月 1 日にかけて 15 歳以上の者 1,500 人を対象にインターネット上で実施した調査によると、違法利用を行ったことがある者のうち 38% が違法利用をやめ、55% が違法利用を続けているものの、以前より抑制していると回答した。また、調査対象の 7% が実際に勧告書を受け取ったことがあり、このうち 72% が違法利用を減らすか又はやめたと回答している⁵⁶⁾。HADOPI は、勧告の抑止効果について自信を見せているが、一

方で、ルモンド紙に寄せられた読者の声には、2 度目の勧告を受けるまでは、安全であるとして、違法利用を続けるといった意見も見られる⁵⁷⁾。

HADOPI の今後の課題としては、次のような点が挙げられる。

まず、電子メールによる違反者への勧告書の送信にかかる負担である。HADOPI は、現在、送信作業を手動で行っているが、早急に自動送信ソフトを開発するとしている。さらに、HADOPI には、著作権料の徴収及び分配に関する団体等からの違法利用に関する申立てが、1 日に約 7 万件ほど寄せられているが、プロバイダに情報を照会し、違法利用者を特定した上で、電子メールを送付するという一連の作業の負担が大きく、すべてを処理しきれているわけではないのが実情である⁵⁸⁾。

次に違法利用者の特定の問題がある。HADOPI は、違法利用者の特定に IP アドレスを利用している。しかし、送信元の IP アドレスを偽装する手段等が存在し⁵⁹⁾、身元特定のために IP アドレスを利用することは、確実とは言えない。また、ファイルのアップロードやダウンロードを行うことができるインターネット

53) このデクレは、著作権料の徴収及び分配に関する団体等による権利保護委員会に対する申立ての条件を定める。

Décret n° 2010-872 du 26 juillet 2010 relatif à la procédure devant la commission de protection des droits de la Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet

54) “L’Hadopi a envoyé ses premiers courriels d’avertissement,” *Le Monde.fr*, 2010.10.4. <http://www.lemonde.fr/technologies/article/2010/10/04/l-hadopi-a-envoye-ses-premiers-courriels-d-avertissement_1420203_651865.html>

55) “L’Hadopi a envoyé 400.000 avertissements,” *Le Figaro.fr*, 2011.6.6. <<http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2011/06/06/01016-20110606ARTFIG00731-l-hadopi-a-envoye-400000-avertissements.php>>

56) Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet, *Hadopi, biens culturels et usages d’internet : pratiques et perceptions des internautes français. 2ème vague barométrique - Synthèse et chiffres clés*, 18 mai 2011. <http://www.hadopi.fr/download/sites/default/files/page/pdf/t1_etude_longue.pdf>

57) “Comment Hadopi a modifié vos pratiques de téléchargement,” *Le Monde.fr*, 2011.1.24. <http://www.lemonde.fr/technologies/article/2011/01/24/hadopi-mon-sentiment-d-impunite-est-total_1469912_651865.html>

58) “Hadopi : les premières lettres recommandées vont bientôt partir,” *Le Monde.fr*, 2011.1.12. <http://www.lemonde.fr/technologies/article/2011/01/12/hadopi-les-premieres-lettres-recommandees-vont-bientot-partir_1464714_651865.html>

59) 例えば、パケットの送信元 IP アドレス部分を書き換えてしまうことで、別の IP アドレスを詐称する「IP スプーフィング」といった技術がある。

上のサービスであるアップローダーという存在も無視できない。HADOPIの調査によると、違法行為にアップローダーを利用する者は、P2Pを利用する者と同程度存在する⁶⁰⁾。HADOPIは、技術的にこれらのアップローダーを監視することができない。なぜなら、大部分がフランス国外に拠点を置くこれらのアップローダーから、違法ダウンロードを実施した者のIPアドレスを得るためには、アップローダー提供者に対する長く複雑な司法手続が必要となるからである⁶¹⁾。このように、IPアドレスのみで違法利用者を特定するには、少なからず困難が伴うと言える。また、これ以外にも、今後の技術の発展によりHADOPI1法及びHADOPI2法の迂回手段が現れた場合の対処方法も、大きな課題と言える。

最後に、HADOPI2法の違憲部分の問題がある。今後、3度目の違反を犯した者を実際に裁判所の裁定に委ねるにあたり、違憲とされた附帯私訴についての司法手続に関する規定は、早急に補完される必要があるだろう。政府は、HADOPI3法の制定を予告しているが、いまだ

具体的な動きは見えていない。

以上のように、HADOPIは、様々な問題を抱えながらも活動を開始した。我が国でも著作権法の一部を改正する法律（平成21年6月19日法律第53号）が制定され、違法アップロードされた音楽又は映像ファイルを、その事実を知らながらダウンロードすることが違法となったが、今のところ、罰則規定はおかれていない。HADOPIによる3ストライク制による勧告の抑止効果、インターネット接続の停止措置の是非、違法ダウンロード規制の専門機関を設置する費用対効果、合法的なコンテンツ提供サイトへのラベル付与によるインターネット利用者への周知の効果等は、今後の我が国の違法ダウンロード規制の参考となるであろう⁶²⁾。また、憲法院の違憲判決が提示したインターネット接続の停止措置と表現の自由の対立の問題は、我が国でも重要な論点の一つとなり得る。今後、フランスで実際にインターネット接続の停止措置が実施された場合、インターネットを取り巻く状況がどのように変化するのか、注視していく必要があるだろう。

(はっとり ゆうき)

60) 違法行為に利用された手段は、P2Pが42%であるのに対し、ダウンロードサイトが37%であった。Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet, *Hadopi, biens culturels et usages d' internet : pratiques et perceptions des internautes français*, 23 Janvier 2011, p.55. <<http://www.hadopi.fr/download/hadopiT0.pdf>>

61) 世界中で利用されているアップローダーとして、MegauploadやRapidshare等が挙げられる。“L'Hadopi face aux mutations du téléchargement illégal,” *Le Monde.fr*, 2011.1.24. <http://www.lemonde.fr/technologies/article/2011/01/24/l-hadopi-face-aux-mutations-du-telechargement-illegal_1469981_651865.html>

62) 総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」は、2011年7月に公表した「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」において、スリーストライク制によるインターネット接続の遮断措置の導入は、表現の自由の尊重、通信の秘密の保護及びプロバイダ契約の解除義務の実効性に対する疑問等の観点から、日本の法制度上、適当ではないという見解を提示した。

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会『プロバイダ責任制限法検証に関する提言』2011.7.21, pp.44-49. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf>

附表 HADOPI1 法中憲法院の違憲判決を受けて削られた規定

HADOPI1 法による改正後の各法典の規定のうち、違憲判決を受けて削られたものをまとめた。条項の一部のみが削られたものについては、「～中」(「L. 第331-21 条第2 項中」等)と表記しており、その他は、条項全体が削られたことを意味する。表中、左端の列にある番号は、HADOPI1 法翻訳の中に付した番号 ([違憲削除条文①]等)に対応し、削られた箇所が分かるようにした。なお、[]内は、前後の文脈が分かるように、執筆者が補った語句である。

HADOPI1 法第 5 条の規定による知的所有権法典の改正規定で憲法院の違憲判決を受けて削られたもの		
①	L. 第 331-21 条 第 2 項中	[事実の調査] 及び L. 第 336-3 条に規定する義務の違反の具体的状況の確認を
②	L. 第 331-26 条 第 1 項中	[告知し、] 及び推定を受けた [注意義務] 違反を再び犯した場合に科せられる処罰について警告する
③	L. 第 331-26 条 最終項	この条に基づき送付される勧告書の正当性に対しては、L. 第 331-27 条の規定による処罰に対する異議申立てに有利となる場合にしか異議を申し立てることができない。
④	L. 第 331-27 条	<p>権利保護委員会が送付する勧告書及びこの勧告書と同時にこの勧告書の送付日及び加入者の受取を証明するために書留郵便又は他のあらゆる適切な手段によって送付する文書の受取から 1 年以内に、加入者が L. 第 336-3 条に規定する義務に違反したと認められる場合には、委員会は、対審による審判手続の後、違反行為の重大性及び [加入者のインターネット] 接続の利用法を考慮した上で、次のいずれかの処罰を実施できる。</p> <p>1° 2 か月以上 1 年以下の期間における [オンライン公衆送信] サービスへの接続を停止すること及びそれに伴い加入者に対し、同期間においてあらゆる事業者とのオンライン公衆送信サービスへの接続に関する新たな契約の締結を禁止すること。</p> <p>2° 委員会が定める期間内に、事実認定を受けた違反行為の再発を防止しうる措置、とりわけ L. 第 331-32 条第 2 項に規定する一覧表に記載されたセキュリティ確保の実施命令及び罰金強制の場合は、高等機関へのこの実施に関する報告の実施命令</p> <p>この条に規定する処罰は、次項以下の条件に従い言い渡される。</p> <p>委員会は、加入者に対し、すでに本人に送付した勧告書及びこれに記載された理由を改めて通知する。委員会は、新たな違法行為についてこの加入者に知らせ、この加入者に対して委員会が取り得る措置を通告する。</p> <p>委員会は、同様に、尋問することで委員会の調査に寄与し得ると考えられる者すべての証言を聴くことができる。</p> <p>委員会がこの条に規定する処罰のうち一つを科すための決定は、理由づけを必要とする。この決定は、対審による審判手続の際に収集された証拠資料では推定を受けた L. 第 336-3 条に規定する注意義務違反の存在を疑い、及び同条に規定する免責理由の存在を考慮するに足りない理由を明らかにしなければならない。</p> <p>委員会は、加入者に、この加入者が科せられる処罰について知らせ、不服申立ての方法及び期間並びに処罰が [オンライン公衆送信] サービスへの接続の停止である場合は、L. 第 331-33 条に規定する一覧表への当該加入者の掲載及び停止期間中あらゆる事業者とのオンライン公衆送信サービスへの接続に関する新たな契約の締結の一時的な禁止について通知する。</p> <p>保護される著作物又は客体であって、その権利の承継人すべてが外国又は租税一般法典第 238 A 条に規定する税制上の優遇措置を受けるフランスの海外領土に居住するものに関する違法行為に対しては、権利保護委員会に申し立てられた事実がこの事例に該当しないことをこの法典 L. 第 331-24 条に規定する者が証明しない限り、この条に基づくいかなる処罰も行うことができない。</p> <p>この条の規定により科せられる処罰について不服のある当事者は、加入者に対するその処罰の通知から 30 日以内に、司法裁判機関に対し、審決の取消又は変更の訴えを提起することができる。</p> <p>この処罰が執行停止される条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。</p> <p>当該訴えの管轄司法裁判機関は、デクレで定める。</p>
④	L. 第 331-28 条	L. 第 331-27 条の規定により処罰に関する手続を開始する前に、権利保護委員会は、事実認定を受けた L. 第 336-3 条に規定する義務の違反行為を繰り返さないこと又はその再発を防止することを誓約する加入者に対し、和解を提案することができる。この場合において、加入者には、弁護人の補佐を受ける権利について告知する。和解は、次のいずれかの処罰を対象とする。

		<p>1° 1 か月以上 3 か月以下の期間、[オンライン公衆送信] サービスへの接続の停止及びそれに伴う同期間におけるあらゆる事業者とのオンライン公衆送信サービスへの接続に関する新たな契約の禁止</p> <p>2° 権利保護委員会が定める期間内に、委員会が認定した違反行為の再発を防止しうる措置、とりわけ L. 第 331-32 条第 2 項に規定する一覧表に記載されたセキュリティ確保の措置の実施及びその高等機関への報告の義務</p> <p>保護される著作物又は客体のうち、権利の承継人すべてが外国又は租税一般法典第 238 A 条に規定する税制上の優遇措置を受けるフランスの海外領土に居住するものに関する違法行為に対しては、権利保護委員会に申し立てられた事実がこの事例に該当しないことをこの法典 L. 第 331-24 条に規定する者が証明しない限り、この条に基づきいかなる処罰も行ふことができない。</p>
④	L. 第 331-29 条	<p>加入者が和解で受け入れた事項が本人の責めに帰すべき事由により履行されなかった場合には、権利保護委員会は、L. 第 331-27 条に規定するいずれかの処罰を言い渡すことができる。</p>
④	L. 第 331-30 条	<p>L. 第 331-27 条及び L. 第 331-28 条に規定する接続の停止は、それ自体では、インターネットサービスプロバイダの加入料金の支払に影響を及ぼさない。消費法典 L. 第 121-84 条は、停止期間中は適用されない。</p> <p>停止期間中の加入者の不測の解約の費用は、加入者が負担する。</p> <p>停止は、オンライン公衆送信サービス及び電気通信サービスへの接続に限る。この接続に関するサービスが、電話又はテレビのサービス等のこれと異なる形態のサービスを含む商業契約として購入されている場合、停止の決定は、これらのサービスには適用されない。</p>
④	L. 第 331-31 条	<p>L. 第 331-27 条若しくは L. 第 331-29 条に規定する処罰又は L. 第 331-28 条に規定する和解が、加入者の〔オンライン公衆送信サービス及び電気通信サービスへの〕接続の停止を内容とする場合には、権利保護委員会は、この加入者と契約を締結しているオンライン公共通信サービスへの接続提供事業者に対し、当該停止について通知し、45 日以上 60 日以内において停止措置の実施を命じる。</p> <p>権利保護委員会は、対審による審判手続により、当該命令に従わない事業者に第 1 項に規定する義務の違反行為があると認めるときは、その事業者に対し、5,000 ユーロ以下の課徴金の納付を命ずることができる。</p> <p>この条に規定する処罰について不服のある当事者は、司法裁判機関に対し、審決の取消又は変更の訴えを提起することができる。</p> <p>この処罰が執行停止される条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。</p> <p>当該訴えの管轄司法裁判機関は、デクレで定める。</p>
⑤	L. 第 331-32 条第 1 項中	<p>[諮問の後、] 高等機関が L. 第 336-3 条に基づく接続の権利を持つ者の責任を正当に免除するものであるとみなすために</p>
⑥	L. 第 331-32 条第 2 項中	<p>[評価手続の後に、] その実施が、L. 第 336-3 条に基づくアクセスの権利を持つ者の責任を正当に免除するような</p>
⑦	L. 第 331-33 条	<p>高等機関は、L. 第 331-27 条から L. 第 331-29 条までの規定により実行中のオンライン公衆送信サービスへの接続の停止の対象である者の全国的な一覧表を作成する。</p> <p>オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者は、このサービスの提供に関する新規契約の締結又は期間満了に達した契約の更新の際に、契約の相手方がこの一覧表に記載されているかどうかを確認する。当該事業者は、同様に、締結中の契約の加入者側からの解除を正当化するために、加入者がサービスの中断に関する異議を申し立てた場合、この加入者がこの一覧表に記載されているかどうかを確認する。</p> <p>事実認定を受けた第 2 項第 1 文に規定する〔一覧表の〕参照義務の違反の場合又は一覧表にその者の記載があるにもかかわらず、その当事者との間で当該事業者が契約を締結する場合、権利保護委員会は、対審による訴訟手続の後、5,000 ユーロ以下の課徴金の納付を命ずることができる。</p> <p>この条に規定する処罰について不服のある当事者は、司法裁判機関に対し、審決の取消又は変更の訴えを提起することができる。</p> <p>この処罰が執行停止される条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。</p> <p>当該訴えの管轄司法裁判機関は、デクレで定める。</p>

⑦	L. 第 331-34 条	オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者によって L. 第 331-33 条に規定する一覧表に基づき実行された確認の際に収集された情報は、同条に規定する条件に従い、この事業者が保存することも、当該確認を必要とする通信サービス提供契約の締結又は破棄のための参照範囲を超えて閲覧することもできない。
⑧	L. 第 331-35 条 第 1 項中	[明確で理解可能な表示] 並びに L. 第 331-26 条から L. 第 331-31 条まで及び L.331-33 条の規定により可能な異議申立ての方法
⑨	L. 第 331-36 条 第 1 項中	[期間] 及び、遅くとも、この規定が定める接続の停止が完全に実行されるまで、
⑩	L. 第 331-36 条 第 2 項	オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者は、権利保護委員会に対し、この委員会が収集したデータの消去を実行できるように、停止の終了を通知しなければならない。
⑪	L. 第 331-37 条 第 2 項中	[あらゆる手続行為] 並びに特にオンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者が、同条に規定する確認を実行するために最低限必要な情報を単純な検索の方法で自由に利用できることを可能にするような L. 第 331-33 条に規定する全国的な一覧表
⑫	L. 第 331-38 条 第 2 項	L. 第 331-27 条の規定により権利保護委員会が言い渡す措置に関して、特に、弁護権の行使により係争中の加入者の個人責任の原則 [「何人も自身の行為についてしか刑事責任を問われれない」とする原則(刑法典第 121-1 条)] の尊重を有効に保障するための条件は、このデクレで定める。したがって、加入者が L. 第 331-32 条第 2 項に規定する一覧表に掲げるセキュリティ確保の手段を実施したこと、著作権又は著作隣接権に対する侵害がオンライン公衆送信サービスへの接続を不正に利用した第三者の行為であること又は不可抗力の事由が存在することを証明するあらゆる判断材料を加入者が手続の各段階において有効に提出するための条件は、デクレにより定める。
HADOPI1 法第 11 条の規定による知的所有権法典の改正規定で憲法院の違憲判決を受けて削られたもの		
⑬	L. 第 336-3 条 第 2 項から第 5 項まで	次の場合は、接続の権利を持つ者に対していかなる処罰も実施できない。 1° 接続の権利をもつ者が L. 第 331-32 条第 2 項に規定する一覧表に掲げるセキュリティ確保の手段を実施していた場合 2° この条の第 1 項に規定する権利への侵害が、オンライン公衆送信サービスへの接続を不正に利用した第三者の行為である場合 3° 不可抗力の場合
HADOPI1 法第 16 条の規定による教育法典の改正規定で憲法院の違憲判決を受けて削られたもの		
⑭	L. 第 312-9 条中	[利用の危険性並びに] 知的所有権法典 L. 第 336-3 条に規定する義務違反及び
HADOPI1 法第 19 条の規定による HADOPI1 法第 6 節雑則のうち憲法院の違憲判決を受けて削られたもの		
⑮	第 19 条 I	I. 知的所有権法典 L. 第 331-31 条、L. 第 331-33 条、L.331-34 条及び L. 第 331-35 条の規定により、特に現行の契約に関して、オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者が従う義務が有効となる方法は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。
⑯	第 19 条 V	V. この法律により改められた知的所有権法典 L. 第 331-27 条及び L. 第 331-28 条に規定する措置は、知的所有権法典 L. 第 331-26 条に規定する勧告書の送付を正当化する違反の後で、この法律によって改められた同法典 L. 第 331-32 条に規定する高等機関による一覧表の最初の公表から 3 か月間が経過した後に、新たな違反があった場合にのみ実施される。

インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する 2009年6月12日の法律第2009-669号

Loi n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet

海外立法情報課 服部 有希訳

【目次】

- 第1節 知的所有権法典の改正規定
- 第2節 デジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律第2004-575号の改正規定
- 第3節 郵便・電気通信法典の改正規定
- 第4節 教育法典の改正規定
- 第5節 映画産業法典の改正規定
- 第6節 雑則

第1節 知的所有権法典の改正規定

第1条 知的所有権法典のL.第132-27条の末尾に次の一項を加える。

「〔視聴覚作品の〕製作者の代表者組織、著作者の職業組織及び第3編第2章に規定する著作権料の徴収及び分配に関する団体は、共同で、業界慣行の集成を作成することができる（〔〕内は訳者による補記。以下同じ）。」

第2条 知的所有権法典中次に掲げる規定をそれぞれ次のように改める。

- A. L.第331-5条第4項の末尾の「L.第331-6条及びL.第331-7条に」を「L.第331-39条及びL.第331-40条1°に」とする。
- B. L.第331-6条の冒頭の「L.第331-17条

に規定する技術的手段規制機関」を「この機関⁽¹⁾」とする。

C. L.第331-7条を次のように改める。

1° 第1項第2文、第4項第1文及び最終文、第5項第1文及び第6項第1文並びに最終項の末尾の二文中「機関」を「高等機関⁽²⁾」とする。

2° 第1項及び最終項第1文中「技術的手段規制機関」を「高等機関」とする。

D. L.第331-8条を次のように改める。

1° 第1項中「この条に〔規定する（中略）利益は〕、この条及びL.第331-9条からL.第331-16条の規定により保障される」を「L.第331-39条2°に〔規定する（中略）利益は〕、L.第331-7条からL.第331-10条、L.第331-41条からL.第331-43条及びL.第331-45条の規定により保証される」とする。

2° 第2項の冒頭の「L.第331-17条に規定する技術的手段規制機関」を「この機関」とする。

3° 第5項の次に次の二項を加える。

「一 及びL.第331-4条⁽³⁾

この機関は、同様に、技術的保護手段の利用により、結果として、特例によって利益を受ける者が文化遺産法典の

以下、注はすべて訳者注である。

(1) ここで「この機関」は、「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関（HADOPI）」を指す。以下同様。

(2) ここで「高等機関」は、「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関（HADOPI）」を指す。以下同様。

(3) ここでは、HADOPIが技術的保護手段（デジタル著作権管理）に関する監視の特例を列挙しており、L.第331-4条に規定する特例が新たに追加された。L.第331-4条に規定する特例は、著作権又は著作隣接権は、法律により定める議会、司法若しくは行政による統制に関する手続の実施に必要な行為又は公安の維持を目的として着手される行為を妨げることができないというものである。

- L. 第 132-4 条 2°、L. 第 132-5 条及び L. 第 132-6 条に規定する収集、保存及び施設内の閲覧⁽⁴⁾を目的とする複製をすることができないこととならないように留意する。」
- 4° 最終項中「L. 第 331-9 条から L. 第 331-16 条までの「場合において」、機関⁽⁵⁾は」を「同法典 L. 第 331-7 条から L. 第 331-10 条、L. 第 331-41 条 から L. 第 331-43 条及び L. 第 331-45 条の「場合において」、高等機関は」とする。
- E. L. 第 331-9 条 第 1 項 第 2 文中「L. 第 331-8 条に」を「L. 第 331-39 条 2° に」とする。
- F. L. 第 331-10 条の「L. 第 331-9」を「L. 第 331-7」とする。
- G. L. 第 331-13 条中「L. 第 331-8 条に」を「L. 第 331-39 条 2° に」とし、「技術的手段規制機関」を「高等機関」とする。
- H. L. 第 331-14 条中「技術的手段規制機関」を「高等機関」とする。
- I. L. 第 331-15 条を次のように改める。
- 1° 第 1 項第 1 文中「技術的手段規制機関」を「高等機関」とする。
- 2° 第 2 項第 1 文及び第 2 文中「機関」を「高等機関」とする。
- J. L. 第 331-16 条を次のように改める。
- 1° 第 1 文の末尾の「款」を「目」とする。
- 2° 第 2 文の末尾の「L. 第 331-12 条」を「L. 第 331-10 条」とする。
- K. L. 第 331-17 条を次のように改める。
- 1° 第 1 項を次のように改める。
- a) 第 1 文を削る。
- b) 第 2 文の冒頭の「この機関は、一般的な事務を遂行する」を「規制及び「監視」の事務として及び」とする。
- c) 「、高等機関は、次の職務を遂行する」を加える。
- 2° 末尾に次の二項を加える。
- 「L. 第 331-40 条に規定する者のいずれか、高等機関に対し、技術的手段の相互運用性に関するあらゆる問題について見解を求めることができる。
- また、L. 第 331-39 条 2° に規定する特例のいずれかにより利益を受けた者又はその代理人と認められた法人は、この機関に対し、この特例の効果的な実施に関するあらゆる問題について見解を求めることができる。」
- L. この条による改正後の L. 第 331-6 条から L. 第 331-17 条まで及び L. 第 331-22 条の各条の条名は、それぞれ次に定める条名とする。
- 1° L. 第 331-6 条を L. 第 331-39 条 1° とする。
- 2° L. 第 331-7 条を L. 第 331-40 条とする。
- 3° L. 第 331-8 条 第 1 項を L. 第 331-6 条とする。
- 4° L. 第 331-8 条 第 2 項から最終項までを L. 第 331-39 条 2° とする。
- 5° L. 第 331-9 条を L. 第 331-7 条とする。
- 6° L. 第 331-10 条を L. 第 331-8 条とする。
- 7° L. 第 331-11 条を L. 第 331-9 条とする。
- 8° L. 第 331-12 条を L. 第 331-10 条とする。
- 9° L. 第 331-13 条を L. 第 331-41 条とする。
- 10° L. 第 331-14 条を L. 第 331-42 条とする。
- 11° L. 第 331-15 条を L. 第 331-43 条とする。
- 12° L. 第 331-16 条を L. 第 331-45 条とする。

(4) ここで「施設内の閲覧 (consultation sur place)」とは、図書館の館内等の施設の内部で閲覧することをいい、オンラインアクセスによる閲覧等の外部からの閲覧を除いたものを指す。

(5) ここで「機関」とは、「技術的手段規制機関 (ARMT)」を指す。

13° L. 第 331-17 条第 1 項を L. 第 331-39 条第 1 項とする。

14° L. 第 331-17 条第 2 項及び第 3 項を L. 第 331-44 条とする。

15° L. 第 331-22 条を L. 第 331-11 条とする。

M. L. 第 331-18 条から L. 第 331-21 条までを削除する。

第 3 条 知的所有権法典 L. 第 131-9 条、L. 第 332-1 条、L. 第 335-1 条、L. 第 335-3-2 条、L. 第 335-4-2 条及び L. 第 342-3-2 条中「L. 第 331-22 条」を「L. 第 331-11 条」とする。

第 4 条 知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章の標題を「防止措置、訴訟手続及び処罰」とする。

第 5 条 知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章第 1 節に第 3 款として、次のように加える。

「第 3 款 インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関

第 1 目 権限、構成、組織

L. 第 331-12 条 インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関は、独立公共機関である。したがって、この機関は、法人格を有する⁽⁶⁾。

L. 第 331-13 条 高等機関は、次に掲げる事務をつかさどる。

1° オンライン公衆送信サービスの提供に利用される電気通信ネットワークにおける、著作権又は著作隣接権が存する著作物及び客体の合法的提供を推進すること

並びに合法利用及び違法利用を監視すること。

2° オンライン公衆送信サービスの提供に利用される電気通信ネットワークにおける、これらの権利の侵害に対して著作物及び客体を保護すること。

3° 著作権又は著作隣接権によって保護される著作物及び客体を保護し又は識別する技術的手段の分野において規制及び監視をすること。

これらの事務に関し、高等機関は、法律又は規則の改正を勧告することができる。この機関は、文学的及び美術的所有権の保護に関する政府提出法案又はデクレについて政府の諮問を受けることができる。この機関は、同様に、その所掌分野に関するあらゆる問題について、政府又は議会の委員会の諮問を受けることができる。

L. 第 331-14 条 高等機関は、毎年、その活動、事務及び方針の実施並びに関連諸分野の専門家による義務及び誓約⁽⁷⁾の尊重に関する報告書を政府と議会に提出する。報告書は、公表される。

L. 第 331-15 条 高等機関は、評議会及び権利保護委員会をもって構成する。評議会の議長は、高等機関の長官とする。

法律に別段の定めがある場合を除き、高等機関の事務は、評議会が実施する。

職権の行使において、評議会の評議員及び権利保護委員会の委員は、いかなる機関の指示も受けない。

L. 第 331-16 条 高等機関の評議会は、次の 9 名の評議員をもって組織し、議長は、6

(6) 独立公共機関 (API : Autorité publique indépendante) は、法人格を有する独立の行政機関であるため、このような表現が使用されている。

(7) 上院の委員会報告によると、この義務及び誓約は、エリゼ協定の署名者間で合意された、インターネットにおける著作物の合法的提供の推進と大量の違法ダウンロードの防止を目的とする手段の形成に尽力するという義務及び誓約を指す。Sénat Rapport no.53 (2008-2009), pp.93-94. (<http://www.senat.fr/rap/108-053/108-0531.pdf>)

年の任期でデクレにより任命する。

- 1° コンセイユ・デタ⁽⁸⁾の副院長が指名するコンセイユ・デタの現職の構成員 1 名
- 2° 破毀院長⁽⁹⁾が指名する破毀院の現職の裁判官 1 名
- 3° 会計検査院長が指名する会計検査院の現職の検査官 1 名
- 4° 文学的及び美術的所有権に関する高等評議会の議長が指名する文学的及び美術的所有権に関する高等評議会の評議員 1 名
- 5° 評議員にふさわしい者として電気通信担当大臣、消費担当大臣及び文化担当大臣が共同の提案に基づき指名する者 3 名
- 6° 評議員にふさわしい者として国民議会議長及び元老院議長それぞれが指名するもの 2 名

評議会の議長は、1°、2° 及び 3° に規定する者の中から、その評議員により選出される。

1° から 4° の適用により指名する評議員について、同様の条件に従い評議員代理が指名される。

理由のいかんを問わず、評議会の評議員に欠員が生じた場合には、この条に規定する条件に従い、残任期間について新たな評議員を任命する。

評議員の任命は、撤回することができず、評議員の任期は、更新することができない。

辞職の場合を除き、評議会が定める条件に従い評議会において職務遂行上の障害があると認める評議員でなければ、解職する

ことができない。

L. 第 331-17 条 権利保護委員会は、L. 第 331-26 条に規定する措置の実施に関して責任を負う⁽¹⁰⁾。

この委員会は、次の 3 名の委員をもって組織し、そのうち委員長は、6 年の任期でデクレにより任命する。

- 1° コンセイユ・デタの副院長が指名するコンセイユ・デタの現職の構成員 1 名
 - 2° 破毀院長が指名する破毀院の現職の裁判官 1 名
 - 3° 会計検査院長が指名する会計検査院の現職の検査官 1 名
- 同様の条件に従い、評議員代理が任命される。

理由のいかんを問わず、権利保護委員会の委員に欠員が生じた場合には、同条に規定する条件に従い、残任期間について新たな委員を任命する。

構成員の任命は、撤回することができず、構成員の任期は、更新することができない。

辞任の場合を除き、委員会において職務遂行上の障害があると認める委員でなければ、解職することができない。

評議会の評議員と権利保護委員会の委員の職は、兼職することができない。

L. 第 331-18 条

I. 直近の 3 年間に於いて、次の職を務めている場合又は務めたことがある場合には、高等機関の構成員及び事務局長⁽¹¹⁾の職に就くことができない。

- 1° この編第 2 章に規定する団体の幹部、

(8) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、行政裁判所であると同時に、法律問題に関する政府の諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

(9) 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事の最高裁判所である。

(10) 2009 年 6 月 10 日の憲法院判決 2009-580 号第 2 条により、判決以前の「L. 第 331-26 条から L. 第 331-31 条まで及び L. 第 331-33 条に」を「L. 第 331-26 条に」と修正した。

(11) 原文では、「secrétaire général」である。HADOPI 長官の管轄下で、業務の運用管理と調整を実施する。

従業員又は顧問の職

- 2° 録音物若しくはビデオグラム⁽¹²⁾の製作又は著作権若しくは著作隣接権により保護される著作物の出版活動を行う企業の幹部、従業員又は顧問の職
- 3° 視聴覚通信⁽¹³⁾に関する企業の幹部、従業員又は顧問の職
- 4° 著作権又は著作隣接権により保護される著作物又は客体の利用サービスを提供する企業の幹部、従業員又は顧問の職
- 5° オンライン公衆送信サービスへの接続の提供事業者の役員、従業員又は顧問の職

II. 高等機関の構成員及び事務局長は、退職後、刑法典第 432-13 条の規定⁽¹⁴⁾に違反してはならない。

高等機関の構成員及び事務局長は、直接的又は間接的に、この条 I に規定する団体又は企業に対する利害関係を有することができない。

各構成員が指名の際に届け出なければならない利益の申告方式は、デクレで定める。

高等機関のいかなる構成員も、審議前 3 年間にその構成員がそこで職務を遂行していた企業又はその中で責任を有していた企業から商法典 L. 第 233-16 条の規定による統制を受けている企業又は団体に関する審議に参加することができない。

L. 第 331-19 条 高等機関は、長官の統括す

る事務をつかさどる。事務局長は、長官により任命され、長官の統括する事務の進行と調整に責任を負う。

高等機関の構成員は、事務局長の職を兼ねることができない。

高等機関は、内部規則を作成し、構成員と職員に適用する職業倫理規程を定める。

高等機関に対する案件の準備手続の任を負う報告者は、長官が任命する。

高等機関は、専門家の支援を求めることができる。同様に、この機関は、必要に依り、行政機関、外部組織又は電気通信ネットワークの利用者を代表する団体の意見を求めることができ、同様の機関又は組織に助言を与えることができる。

高等機関は、年度の予算法案の作成の際に、事務の遂行に必要な予算額を提示する。

長官は、会計検査院の検査に対し、高等機関の会計報告を提出する。

L. 第 331-20 条 評議会及び権利保護委員会の議事は、投票の過半数をもって決する。評議会において、可否同数の場合には、長官の決するところによる。

L. 第 331-21 条 権利保護委員会による職権の行使のために、高等機関は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める条件に従い高等機関の長官により権限を付与され宣誓した公務員を配置する。この権限の付与は、法律により保護される機密文書の閲覧を許

(12) ビデオグラムとは、電氣的録音録画物とも呼ばれ、一般にビデオソフトを指す。具体的には、映画、テレビ番組等を、ビデオテープ、DVD、ブルーレイディスク等に記録したもののことである。

(13) 「視聴覚通信 (communication audiovisuelle)」は、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 2 条第 3 項により定義されており、ラジオ、テレビ、ラジオ及びテレビ以外の電子的手段による公衆送信のうちオンライン公衆送信に属さないもの又はオンデマンド視聴覚メディアサービス (ビデオ・オンデマンド等の視聴者が視聴覚コンテンツを自ら選択して、配信を受けるサービス) を指す。

(14) 刑法典第 432-13 条は、公共機関の公務員又は職員の資格で、職務として、私企業の監視及び統制の実施、私企業とのあらゆる種類の契約の締結若しくは当該契約についての意見の表明又は私企業が実施する取引に関する決定の所轄機関に対する直接的な提案若しくは当該決定についての意見の表明について責任を負っていた者が、退職から 3 年が経過する以前に、労働、助言又は資本によってこれらの企業に関与した場合には、2 年以下の禁錮又は 30,000 ユーロ以下の罰金に処すると規定している。

可する手続に関する規定の適用を免除しない。

権利保護委員会の委員及び第 1 項に規定する公務員は、L. 第 331-24 条に規定する条件に従い当該委員会に対する申立てを受理する。権利保護委員会の委員及び第 1 項に規定する公務員は、事実の調査を実施する [違憲削除条文①]⁽¹⁵⁾。

権利保護委員会の委員及び第 1 項に規定する公務員は、郵便・電気通信法典 L. 第 34-1 条の適用に基づく電気通信事業者及びデジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 I の 1 及び 2 に規定する事業者⁽¹⁶⁾によって保管され扱われるデータ等事実の調査に必要な資料すべてを、媒体を問わず入手することができる。

同様に、権利保護委員会の委員及び第 1 項に規定する公務員は、前項に規定する資料の写しを入手することができる。

権利保護委員会の委員及び第 1 項に規定する公務員は、特に第 1 編及び第 2 編に規定する著作権者の許諾が必要であるにもかかわらず、その許諾を得ないで、保護される著作物又は客体を複製し、上演し、送信可能化⁽¹⁷⁾し又は公衆送信する目的でそのオンライン公衆送信サービスへの接続が利用された [プロバイダ] 加入者の身分、住所、メールアドレス及び電話番号を電気通信事

業者から入手することができる。

L. 第 331-22 条 高等機関の構成員及び公務員は、刑法典第 413-10 条及び第 226-13 条に規定する条件に従い、職務上知り得た事実、記録又は情報（答申、勧告又は報告の作成に必要なものを除く。）について、守秘義務を負う。

安全に関する方針及び計画についての 1995 年 1 月 21 日の法律第 95-73 号に定める条件に従い、同法典 L. 第 331-21 条に定める公務員に権限を付与する決定の前に、その公務員の素行が職務又は事務の遂行に適するかを審査する目的で、行政聴聞を行う。

さらに公務員は、道德条件を満たし、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める職業倫理規程を遵守しなければならない⁽¹⁸⁾。

第 2 目 電気通信ネットワークにおける著作権又は著作隣接権により保護される著作物及び客体の合法的提供を推進し、並びに合法利用及び違法利用を監視する事務

L. 第 331-23 条 高等機関は、商業目的であるか否かにかかわらず電気通信ネットワークにおける著作権又は著作隣接権により保護される著作物及び客体の合法的提供を推進し、合法であるか違法であるかにかかわらずその利用を監視する事務として、毎年、デクレによりその一覧表を定める指標を公表する。高等機関は、L. 第 331-14 条に規

(15) この部分に、2009 年 6 月 10 日の憲法院判決第 2009-580 号により削除された条文が置かれていた。番号は、附表の番号に対応する。以下すべて同様に、削除された条文があった個所を示している。

(16) ここでいう事業者とは、オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者及びオンライン公衆送信サービスを通して、公衆の利用に供するために、それらサービスを利用した送信者により提供されるあらゆる性質の信号、文書、画像、音声又はメッセージの蓄積を、無償であるか否かにかかわらず、実施する自然人又は法人を指す。つまり、これらは、インターネットプロバイダ及びホスティングサービス事業者のことである。

(17) 送信可能化 (mise à disposition) とは、主にインターネット上で著作物を送信できる (利用できる) 状態にすることをいう。サーバ上にファイルをアップロードする行為等がこれにあたる。

(18) この項は、「高等機関は、内部規則を作成し、構成員と職員に適用する職業倫理を定める」と規定する L. 第 331-19 条第 3 項と矛盾しており、職業倫理は、内部規則で定めることに統一するために、HADOPI2 法第 2 条により削られた。

定する報告書の中で、合法的提供の拡大について報告する。

コンセイユ・データの議を経るデクレで定める条件に従い、高等機関は、オンライン公衆送信サービス提供事業者により提示される提供物に対し、そのサービスの利用者がその提供物の合法性を明確に識別できるラベルを付与する。このラベルの付与については、定期的に見直しが実施される。

高等機関は、当該提供物の照会のためのポータルサイトの設置、活用及び更新を担当する。

高等機関は、さらに、コンテンツの認証及びフィルタリングに関する技術分野において、その技術の発案者、保護される著作物及び客体の権利者並びにオンライン公衆送信サービス提供事業者により行われる実験の評価を実施する。高等機関は、この分野で認められた主要な進展について、特に当該技術の有効性に関係がある者のために、L. 第 331-14 条に規定する年次報告書の中で報告する。

高等機関は、著作権又は著作隣接権により保護される電気通信ネットワーク上の著作物及び客体の違法利用を可能にする技術方式を特定し調査する。高等機関は、必要に応じて、L. 第 331-14 条に規定する報告書の中で、当該違法利用の防止対策を提案する。

第 3 目 著作権又は著作隣接権が存する著作物及び客体の保護の事務

L. 第 331-24 条 権利保護委員会は、次に掲げる機関により指名され、L. 第 331-2 条に規定する条件に従い宣誓し承認された代理

人の申立てに基づき行動する。

- 合法的に設立された職業保護組織
- 著作権料の徴収及び分配に関する団体
- 国立映画センター

権利保護委員会は、同様に、大審裁判所検事正⁽¹⁹⁾により提供された情報に基づき行動することができる。

権利保護委員会は、6 か月以上前に生じた事実について申立てを受理することができない。

L. 第 331-25 条 権利保護委員会により実施される措置は、L. 第 336-3 条に規定する義務違反を解消するために必要なものに限られる⁽²⁰⁾。

L. 第 331-26 条 権利保護委員会は、L. 第 336-3 条に規定する義務違反を構成する可能性がある事実について申立てを受けた場合には、委員会の印章を押し、委員会が負担して、電子的手段により及びその加入者と契約を締結したオンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者の仲介により、L. 第 336-3 条の規定を告知し、これらの規定による義務を遵守すべき旨を記載した勧告書をその [プロバイダ] 加入者に送付することができる [違憲削除条文②]。この勧告書には、オンラインでの文化的コンテンツの合法的提供、L. 第 336-3 条に規定する義務違反の防止を可能にするセキュリティ確保の手段の存在並びに芸術的創作の継続及び文化の分野における経済活動に対して著作権及び著作隣接権の侵害がもたらす危険性に関する加入者に対する情報を併せて記載する。

第 1 項に規定する勧告書の送付から 6 か月以内に、L. 第 336-3 条に規定する義務違

(19) 大審裁判所検事正とは、第 1 審普通裁判所である大審裁判所に 1 名ずつ配置される検事局の代表者である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.461。

(20) この条にいう措置は、権利保護委員会の講じる措置の一部に過ぎないため、規定があいまいであるとして、HADOPI2 法第 2 条により削除された。

反を構成する可能性がある行為を繰り返した場合には、委員会は、第 1 項に規定する条件に基づき、電子的手段により、前回と同じ内容を記載した新たな勧告書を送付することができる。委員会は、この勧告書と同時に、書留郵便又はその他のあらゆる適切な手段によってこの勧告の送付日を証明する文書を送付することができる。

この条に基づき送付される勧告書には、L. 第 336-3 条に規定する義務違反を構成する可能性がある行為が確認された日時を記載する。ただし、勧告書には、この義務違反行為に関して保護される著作物又は客体の内容を明示しない。勧告書には、その受取人が権利保護委員会に異議を送付ことができ、当該受取人が、明示の要求をした場合には、当該受取人が違法な義務違反行為に関して保護される著作物又は客体の内容の詳細を入手することができるような電話番号、住所及びメールアドレスを記載する。

[違憲削除条文③]。

[違憲削除条文④]。

L. 第 331-32 条 高等機関は、オンライン公衆送信サービスへの接続の違法な利用の防止を目的とするセキュリティ確保の手段の考案者、当該サービスへの接続提供事業者、この編第 2 章に規定する団体⁽²⁾及び合法的に設立された職業保護組織への諮問の後、この手段に必要とされる適切な機能の仕様書を公表する [違憲削除条文⑤]。

高等機関は、この手段の第 1 項に規定する仕様書との整合性及び有効性を考慮することにより保証される評価手続の後に、セキュリティ確保の手段にラベルを付与するための一覧表を作成する [違憲削除条文

⑥]。このラベルの付与については、定期的に再検討する。

セキュリティ確保の手段の評価手続及びラベルの付与の手続は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

[違憲削除条文⑦]。

L. 第 331-35 条 オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者は、加入者と締結する契約書に、L. 第 336-3 条の規定及び権利保護委員会が講じる措置に関する明確で理解可能な表示を記載させる [違憲削除条文⑧]。オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者は、同様に、その加入者と締結する契約書において、著作権及び著作隣接権の侵害の際に科せられる刑事罰及び民事制裁について表示しなければならない。

さらに、この条第 1 項に規定する者は、新しい加入者及び加入契約を更新する者に対して、オンラインでの文化的コンテンツの合法的提供、L. 第 336-3 条に規定する義務違反の防止を可能にするセキュリティ確保の手段の存在並びに芸術的創作の継続及び文化の分野における経済活動に対して著作権及び著作隣接権の侵害がもたらす危険性について通知する。

L. 第 331-36 条 権利保護委員会は、この目により付与する権限の行使に必要な期間、利用に供される技術的データを保存することができる [違憲削除条文⑨]。

[違憲削除条文⑩]。

L. 第 331-37 条 高等機関は、この款の範囲内における手続の対象となる者に関する個人情報の自動処理の開発を承認する。

この処理は、権利保護委員会によるこの款に規定する措置及び関連するあらゆる手続行為の実施を目的とする [違憲削除条文

(2) これは、著作権料の徴収及び分配に関する団体を指す。

⑪)。

この条の適用の方法は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴した後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。このデクレは、特に次のことについて定める。

- 記録するデータの種類及び保存期間
- このデータの送付を受ける権限を付与される受取人であって、特にオンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者
- 情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号に従い、当事者が、高等機関に対して、この当事者に関連するデータへのアクセスの権利を行使することができる条件

L. 第 331-38 条 高等機関の評議会及び権利保護委員会に提出する資料に関する手続及び指示に適用する規則は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

[**違憲削除条文**⑫)。]

第 6 条 第 5 条により改正された知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章第 1 節第 3 款の末尾に第 4 目として、L. 第 331-39 条から 331-45 条までを含む「著作権又は著作隣接権により保護される著作物及び客体の保護と識別に関する技術的手段の分野における規制と監視」を加える。

第 7 条 知的所有権法典 L. 第 332-1 条 4° 及び L. 第 335-12 条を削除する。

第 8 条 知的所有権法典 L. 第 335-3 条の末尾に次の一項を加える。

「映画館における映画作品又は視聴覚作品の全部又は一部の記録は、同様に、知的所有権侵害の軽罪となる。」

第 9 条 知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章第 6 節の標題を次のように改める。

「著作権又は著作隣接権によって保護される著作物及び客体のダウンロード及び違法利用の防止」

第 10 条 知的所有権法典 L. 第 336-2 条を次のように改める。

「**L. 第 336-2 条** オンライン公衆送信サービスのコンテンツによって引き起こされる著作権又は著作隣接権に対する侵害が存在する場合、大審裁判所は、場合に応じ急速審理⁽²⁾の形式で裁定することにより、保護される著作物及び客体の権利者、それらの権利承継人、L.321-1 条に規定する著作権料の徴収及び分配に関する団体又は L. 第 331-1 条に規定する職業保護組織の請求に応じて、著作権又は著作隣接権に対する侵害を防止し、又は制止するためのあらゆる適切な措置を、侵害の改善に貢献し得るあらゆる者に対して、命じることができる。」

第 11 条 知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章第 6 節に L. 第 336-3 条及び L. 第 336-4 条として、次の二条を加える。

「**L. 第 336-3 条** オンライン公衆送信サービスへの接続の権利を有する者は、第 1 編及び第 2 編に規定する著作権者の許諾が必要であるにもかかわらず、その許諾を得ないで、著作権又は著作隣接権によって保護さ

(2) 急速審理 (référé) とは、即時に必要な仮措置の実施を命じることができる裁判官により、当事者の一方の要求に基づき、他方当事者の出席又は呼出のもとになされる訴訟手続のことである。裁判官は、差し迫った侵害を予防し又は明らかに違法な侵害をやめさせるための保全措置を許可することができる (刑事訴訟法典第 484 条)。

れる著作物又は客体を複製し、上演し、送信可能化し又は公衆送信する目的でその接続が利用されないように、注意する義務を負う。

[**違憲削除条文**⁽²³⁾]

オンライン公衆送信サービスへの接続の権利を有する者による第 1 項に規定する義務の違反行為は、この者に刑事責任を負わせる効果を有しない⁽²³⁾。

L. 第 336-4 条 保護される著作物又は客体でオンライン公衆送信サービスにより利用されるものの正当な利用に関する重要な特徴は、この法典 L. 第 331-10 条及び消費法典 L. 第 111-1 条に従い、容易に閲覧できる方法により、利用者に知らせる。」

第 12 条 知的所有権法典 L. 第 342-3-1 条を次のように改める。

1° 第 2 項の末尾の「L. 第 331-8 条及びそれ以下に」を「L. 第 331-39 条 2°、L. 第 331-7 条から L. 第 331-10 条まで、L. 第 331-41 条から L. 第 331-43 条まで及び L. 第 331-45 条に」とする。

2° 最終項の「L. 第 331-17 条に規定する技術的手段規制機関」を「L. 第 331-12 条に規定するインターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関」とする。

第 2 節 デジタル経済における信頼のための
2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号の改正規定

第 13 条 デジタル経済における信頼のための

2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号 第 6 条 I の 1 の末尾に次の一項を加える。

「前項に規定する者 [オンライン公衆送信サービスへの接続提供事業者] は、同様に、知的所有権法典 L. 第 336-3 条に規定する義務の不履行の防止を可能にするセキュリティ確保の手段の存在を加入者に通知し、同法典 L. 第 331-32 条第 2 項に規定する一覧表に記載する方法のうち少なくとも 1 つを提示する。」

第 3 節 郵便・電気通信法典の改正規定

第 14 条 郵便・電気通信法典 L. 第 34-1 条 II の第 1 文中「刑事犯罪」の次に「又は知的所有権法典 L. 第 336-3 条に規定する義務違反」を、「司法機関」の次に「又は知的所有権法典 L. 第 331-12 条に規定する高等機関」を加える。

第 4 節 教育法典の改正規定

第 15 条 教育法典 L. 第 312-6 条の末尾に次の一項を加える。

「これらの教育⁽²⁴⁾の一環として、生徒は、芸術的創造に対する著作権又は著作隣接権によって保護される著作物又は客体の違法なダウンロード及び利用の危険性に関する情報を得る。」

第 16 条 教育法典 L. 第 312-9 条の末尾に次の一項を加える。

「前項の場合において⁽²⁵⁾、特にコレージュ

(23) HADOPII 法に対する違憲判決が下る以前は、L. 第 336-3 条第 1 項に規定する義務違反を犯した者に刑事責任を負わせることは、想定されていなかった。しかし、HADOPI2 法第 7 条及び第 8 条により規定された L. 第 335-7 条及び L. 第 335-7-1 条により、この義務違反に対しては、刑事罰としてインターネット接続の停止措置を言い渡すことができるようになった。そのため、この項には、HADOPI2 法第 10 条により「L. 第 335-7 条及び L. 第 335-7-1 条は別として、」という留保が付け加えられることとなった。

(24) 教育法典 L. 第 312-6 条第 1 項の「義務的芸術教育 (enseignements artistiques obligatoires)」を指す。

の生徒の情報科学インターネット資格証⁽²⁵⁾の準備の際に、生徒は、その主題について事前に教育を受けた教員から、オンライン公衆送信サービスの利用に関連する脅威、芸術的創作のために著作権又は著作隣接権によって保護される著作物又は客体の違法なダウンロード及び利用の危険性並びに偽造の軽罪〔違憲削除条文⁽¹⁴⁾〕の場合に科せられる処罰についての情報を得る。この情報は、著作権又は著作隣接権によって保護される著作物又は客体のオンライン公衆送信サービス上での合法的提供の存在についても取り扱う。」

第5節 映画産業法典の改正規定

第17条 映画産業法典第2章に第4節として、次のように加える。

「第4節 映画作品の利用期間

第30-4条 映画作品は、映画館での公開の日から起算して4か月が経過した時点で、公衆の私的利用のため、販売又はレンタルを目的としたビデオグラムの形態での利用の対象とすることができる。この利用のための権利獲得に関する契約条項は、第2項に規定する条件に従い、この期間の適用を免除することができる。この利用のための権利獲得に関する契約条項は、第3項に規定する方法に従って超過期間が適用される条件を定めることができる。

短縮期間の決定は、特に映画館における映画作品の興行成績を検討した上で、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い承認される特例の国立映画セン

ターによる交付に基づく。この特例は、4週間以上期間を短縮する効力を持つことはできない。

超過期間の決定に関する異議は、視聴覚通信に関する1982年7月29日の法律第82-652号第92条により付与される事務の範囲内で、映画調停官⁽²⁷⁾が主導する調停の対象とすることができる。

第30-5条

I. 映画作品の公衆の利用に関する権利の獲得のためにオンデマンド視聴覚メディアサービスの出版者によって締結される契約は、その満了時にこの利用を行うことが可能となる期間を定める。

オンデマンド視聴覚メディアサービスを介した映画作品の利用形態に適用される期間に係る職業別協定が存在する場合、この協定が定める期間は、サービスの出版者及び署名した職業組織の構成員により認められる。この協定は、一又は二以上のサービス部門を対象とすることができる。この協定は、第30-7条に規定する条件に従い関連する活動分野の関係者及びサービスの出版者のすべてに対して、義務的なものとすることができる。

II. I. インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する2009年6月12日の法律第2009-669号の公布から起算して1か月以内に、義務的なものとされる職業別協定が存在しない場合、映画作品は、ペイ・パー・ビュー⁽²⁸⁾のサービスについては、第30-4条に規定する条件に従い、その他のサービスについては、デクレで定める条件に従い、オン

(25) 「生徒はすべて、情報科学テクノロジーとその利用について教育を受ける」とする前項の規定を指す。

(26) 「情報科学インターネット資格証 (brevet informatique et internet)」とは、小中高生及び成人を対象にした能力の証明書で、電子メール、デジタル文書等の取扱いや、インターネットの利用等の、情報科学技術の運用能力を証明するものである。2000年に導入された。

(27) 映画調停官 (médiateur du cinéma) は、1982年に創設され、映画産業法典L. 第213-1条からL. 第213-8条までに定義されており、映画館における映画作品の利用条件等に関する係争について、調停を行う。

デマンドの視聴覚メディアサービスの出版者により公衆の利用に供することができる。

第 30-6 条 映画作品の頒布に関する権利の獲得のためにテレビサービスの出版者により締結される契約は、その満了時にこの頒布を行うことが可能となる期間を定める。

テレビサービスを介した映画作品の利用形態に適用される期間に係る職業別協定が存在する場合は、この協定が定める期間は、サービスの出版者及び署名した職業組織の構成員により認められる。この協定は、一又は二以上のサービス部門を対象とすることができる。この協定は、第 30-7 条に規定する条件に従い関連する活動分野の関係者及びサービスの出版者のすべてに対して、義務的なものとする事ができる。

第 30-7 条 第 30-5 条及び第 30-6 条に規定する職業別協定は、映画産業部門の代表権を有する職業組織及び場合によって次の者により調印されたという条件で、文化担当大臣のアレテ⁽²⁹⁾により義務的なものとする事ができる。

一 関連する産業分野又は諸産業分野の一又は二以上の代表権を有する職業組織
一 関連する産業分野又は諸産業分野の一又は二以上の代表権を有する職業組織及び一又は二以上のサービス部門の代表権を有するサービスの出版者団体

一 一又は二以上のサービス部門の代表権を有するサービスの出版者団体

職業組織又はサービスの出版者の団体の代表性は、特に関連する事業者の数又は考慮される市場におけるその事業者の重要性

の点から判断される。職業組織又はサービスの出版者の団体の代表性を決定する理由がある場合、これらの組織又は団体は、自身が有する判断の要因を文化担当大臣に提供する。

第 30-8 条 次の場合、第 13 条 2° に規定する処罰を科す。

1° 第 30-4 条の規定及び第 30-5 条 II に規定するデクレに基づく最短期間の遵守違反

2° 第 30-7 条に規定する条件に従い義務的なものとなった職業協定で定める期間の遵守違反」

第 6 節 雑則

第 18 条 商法典 L. 第 462-1 条第 2 項最終文中「商工会議所、」の次に「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の」を加える。

第 19 条

[違憲削除条文⁽¹⁵⁾]。

II. この法律により改正された同法典 [知的所有権法典] L. 第 331-5 条から L. 第 331-45 条は、遅くとも 2009 年 11 月 1 日までの間の、インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の最初の集会の日に施行される。

III. インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の最初の集会の日において、技術的手段規制機関で進行中の訴訟手続は、高等機関の評議会で当然に継続する。

(28) ペイ・パー・ビュー (payants à l'acte) とは、映画等のコンテンツの利用サービスのうち、利用料金が定額制ではなく、コンテンツ単位で課金される形態のものを指す。

(29) アレテ (arrêté) とは、大臣又は行政機関による執行力を有する行為、決定である。大臣によるアレテは、省令に相当する。

IV. 同法典〔知的所有権法典〕L. 第 331-16 条に規定する高等機関の評議会の構成について、長官は、任期 6 年で選出される。この他の 8 名の構成員の任期は、抽選により、3 名は、2 年間、他の 3 名は、4 年間、残りの 2 名は、6 年間とする。

同法典〔知的所有権法典〕L. 第 331-17 条に規定する権利保護委員会の構成について、委員長は、任期 6 年で任命される。この他の 2 名の構成員の任期は、抽選により、1 名は、2 年間、もう 1 名は、4 年間とする。

[違憲削除条文^⑬]。

第 20 条

I. 知的所有権法典を次のように改正する。

1° L. 第 121-8 条の最終項を次の 2 項に改める。

「L. 第 132-35 条にいう定期刊行物タイトルに掲載された著作物すべてについて、著作者は、契約条項に別段の定めがある場合を除き、第 1 編第 3 章第 2 節第 6 款に規定する条件に従い譲渡される諸権利を除き、形態を問わず、自身の作品を複製及び利用する権利を保持する。

いかなる場合も、著作者による権利の行使は、その複製又は利用がこの定期刊行物タイトルと競合し得るものではないということ为前提とする。」

2° 第 1 部第 1 編第 3 章第 2 節の末尾に第 6 款として、次のように加える。

〔第 6 款 ジャーナリストの著作物の利用権

L. 第 132-35 条 この款でいう定期刊行物タイトルとは、職業的ジャーナリスト^⑭が作

成に貢献した定期刊行物という伝達手段並びに媒体、配給方法及び閲覧方法を問わない別版のタイトルすべてを意味する。通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 2 条にいう視聴覚通信サービスは、除く。

オンライン公衆送信サービス又は他のあらゆるサービスにより第三者が出版する定期刊行物タイトルの内容のすべて又は一部の頒布は、この頒布が、頒布される内容の掲載元である刊行物の編集長の編集管理の下に実施される限り又は頒布される内容の抜粋元の定期刊行物タイトルに割り当てられた場所^⑮においてこの頒布が行われる限り、定期刊行物タイトルへの発表とみなす。

同様に、出版社^⑯若しくはその出版社が所属するグループによって出版されるか又はそれらの責任の下、強制的に記載しなければならない当該定期刊行物タイトルに関する言及を添えた上で出版される定期刊行物タイトルの内容のすべて又は一部のオンライン公衆送信サービスによる頒布は、定期刊行物タイトルへの発表とみなす。

L. 第 132-36 条 L. 第 121-8 条の規定を除き、恒久的又は一時的に、定期刊行物タイトルの作成に貢献する職業的ジャーナリスト又は労働法典 L. 第 7111-3 条及びそれ以降の条にいう意味に相当するジャーナリスト並びに雇用主に関連する慣習により、契約条項に別段の定めがある場合を除き、このタイトルの一環として作成されるジャーナリストの著作物の利用権は、この著作物が発表されたか否かにかかわらず、雇用主に独

(30) 職業的ジャーナリストとは、出版社 (entreprise de press) 又は通信社で職務を遂行し収入を得る者を指す。また、編集の直接的な協力者 (翻訳者、校正者、速記者、デザイナー、カメラマン等) 及び電気的方法による公衆送信を行う企業において職務を遂行するジャーナリストも、職業的ジャーナリストに含まれる。この語は、労働法典 L. 第 7111-3 条から L. 第 7111-5-1 条までにより定義されている。

(31) ここで場所と訳出した “espace” とは、主にインターネット空間上の場所のことである。

(32) ここで出版社と訳出した “entreprise de presse” とは、新聞、雑誌等の定期刊行物を刊行する企業のことである。

占的に譲渡される。

L. 第 132-37 条 この法典 L. 第 132-35 条に規定する定期刊行物タイトルの範囲内におけるジャーナリストの著作物の異なる媒体上での利用は、企業協定又は企業協定がなければ、労働法典 L. 第 2222-1 条及びそれ以降の条でいう他のあらゆる集団協定により定める期間、賃金を唯一の代償とする。

この期間は、特に定期刊行物タイトルの発行間隔及びその内容の性質を考慮して決定する。

L. 第 132-38 条 L. 第 132-37 条に規定する期間を超えた定期刊行物タイトルの中の著作物の利用に対しては、企業協定又は企業協定がなければ、他のあらゆる集団協定により定める条件に従い、著作権料又は賃金の形で、報酬が支払われる。

L. 第 132-39 条 出版社又は商法典 L. 第 233-16 条の規定に従いこの出版社を統制する企業がいくつかの定期刊行物タイトルを出版している場合、この出版社又はこの出版社が所属するグループの別のタイトルによる著作物の頒布は、これらのタイトル及び最初に掲載された定期刊行物タイトルが同一の定期刊行物群に属するものであるという条件で、企業協定により定めることができる。この協定は、定期刊行物群の概念又は関連する各定期刊行物タイトルの一覧表を定める。

定期刊行物群におけるジャーナリストの著作物の利用には、このジャーナリスト及び協定に規定がある場合は、この著作物が最初に発表された定期刊行物タイトルの識

別を可能にする表示を付記しなければならない。

この法典 L. 第 132-35 条に規定するような定期刊行物タイトルの範囲を超えた利用は、この条第 1 項に規定する企業協定により定める条件に従い、著作権料又は賃金の形で、報酬を発生させる。

L. 第 132-40 条 最初に掲載された定期刊行物タイトル又は定期刊行物群の範囲を超えた利用を目的とした著作物の譲渡はすべて、個別に提示される又はジャーナリストによる著作者人格権⁽³³⁾の行使を妨げない集団協定により提示される著作者の明示による事前の合意に従う。

この利用は、個別又は集団協定に定める条件に従い、著作権料の形で報酬を発生させる。

L. 第 132-41 条 静止画像の著作者が、このような著作物の利用から収入の大部分を得て、定期刊行物タイトルの作成に一時的に協力するようなジャーナリストである場合、L. 第 132-36 条に規定する利用権の譲渡は、この著作物が出版社によって発注された場合に限定適用される。

L.121-8 条第 2 項がこの条第 1 項の適用により譲渡される著作物に適用される条件は、集団又は個別の協定により定める。

L. 第 132-42 条 L. 第 132-38 条及びそれ以降の条に規定する著作権料は、賃金としての性質を持たない。著作権料は、L. 第 131-4 条及び L. 第 132-6 条に従って決定される。

L. 第 132-43 条 集団協定は、L. 第 132-38

(33) 著作者人格権 (droit moral) とは、著作物に対し著作者が有する非財産的権利である。知的所有権法典 L. 第 121-1 条から L. 第 121-9 条までで規定されており、著作物の公表権 (droit de divulgation)、氏名表示権 (droit de paternité)、同一性保持権 (droit au respect de l'intégrité de l'œuvre)、公表後の著作物の修正・撤回権 (droit de retrait et de repentir) 等の権利が含まれる。この権利は、一身専属権であり、永続し、譲渡不可能で、時効にかからない。「精神的権利」と訳される場合もある。

条及びそれ以降の条に規定する著作権料の管理を L. 第 321-1 条及びそれ以降の条に規定する一又は二以上の著作権料の徴収及び分配に関する団体に委託することについて定めることができる。

L. 第 132-44 条 国の代表者が主宰し、半数は代表権を有する出版に関する職業組織の代表者で構成され、半数は代表権を有する職業的ジャーナリストの労働組合の代表者で構成される委員会を設置する。

国の代表は、通信担当大臣のアレテによって、破毀院、コンセイユ・デタ又は会計検査院の構成員から任命する。

インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する 2009 年 6 月 12 日の法律第 2009-669 号の公布から 6 か月以内に企業協定の締結がなされず、さらに適用可能な他のいかなる集団協定もない場合、企業協定交渉の当事者の一方は、利用権の代償として支払われるべき報酬の形態及び基準を決定するために委員会に付託することができる。請求は、同様に、L. 第 132-39 条の適用により、グループ内の定期刊行物群を構成するタイトルの識別も対象とする。

一定期間を期限として締結され期限に達した企業協定又は当事者の一方によって破棄された企業協定に関して、委員会は、一定期間を期限とする協定の期間満了の日に続く 6 か月以内に新たな企業協定の締結に至らなかった場合又は先行する協定の破棄の後、労働法典 L. 第 2261-10 条に規定する期間内に代替となる協定の締結に至らなかった場合、前項と同じ条件に従い同じ問題について、申立てを受けすることができる。

委員会は、当事者と共に、協定成立のための妥協による解決を追求する。この目的のために、委員会は、考慮される出版物の形態に関する既存の適切な協定を根拠とす

る。委員会は、申立てから 2 か月以内に決定を下す。

委員会は、出席している構成員の多数決で決定を行う。票が割れた場合は、委員長が裁決権を有する。

委員会の決定は、委員長が 1 か月以内に新たな審議を要求しなかった場合、執行力を持つ。決定は、当事者及びその公示を行う通信担当大臣に通知される。

委員会の決定の成立は、関連する出版社における新たな団体交渉の開始を妨げない。この交渉から生じる団体協定は、労働法典 L. 第 2231-6 条に従って、率先して行動を起こした任意の当事者により行政機関に提出された後に、委員会の決定に取って代わる。

この条の適用の条件、特に委員会の構成、委員会への申立ての方法、委員会の機能の仕方及びその決定に対する裁判による異議申立ての手段は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

L. 第 132-45 条 L. 第 132-41 条は、収入の大部分を静止画像の利用から得ており定期刊行物タイトルの作成に一時的に協力するような職業的ジャーナリストの最低賃金を決定する産業別協定の発効の時から適用される。この協定は、譲渡が排他的性質を有するか否かを考慮する。

インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する 2009 年 6 月 12 日の法律第 2009-669 号の公布から 2 年以内に協定が存在しない場合、最低賃金の決定の条件は、デクレで定める。」

II. 労働法典を次のように改める。

1° L. 第 7111-5 条の次に L. 第 7111-5-1 条として、次のように加える。

「L. 第 7111-5-1 条 出版社と職業的ジャーナリストの間の協力は、労働契約又は一

時的な協力に関する他のあらゆる慣習の中に別段の定めがある場合を除き、知的所有権法典 L. 第 132-35 条第 1 項に規定するような定期刊行物タイトルのあるあらゆる媒体を対象とする。」

2° L. 第 7113-2 条を次のように改める。

「**L. 第 7113-2 条** 知的所有権法典 L. 第 132-35 条にいう定期刊行物タイトルの出版者によって発注又は受注される仕事にはすべて、どのような媒体であれ、たとえ刊行されなくとも、報酬が支払われる。」

3° 第 7 部第 1 編第 1 章第 3 節の末尾に L. 第 7113-3 条及び L. 第 7113-4 条として、次のように加える。

「**L. 第 7113-3 条** 職業的ジャーナリストの仕事が知的所有権法典 L. 第 132-37 条に規定する条件に従い出版の基礎となる場合、このジャーナリストが受け取る報酬は、賃金である。」

L. 第 7113-4 条 L. 第 2241-1 条及び L. 第 2241-8 条に規定する義務的な交渉は、定期刊行物タイトルの作成に恒久的又は一時的に貢献する職業的ジャーナリストに支払われる賃金も対象とする。」

III. 社会保障法典 L. 第 382-14 条の次に L. 第 382-14-1 条として、次のように加える。

「**L. 第 382-14-1 条** 知的所有権法典 L. 第 132-42 条の適用により得る収入から、この節に規定する条件に従い社会保険及び家族手当のために支払うべき保険料が徴収される。」

IV. この法律の公布後 3 年間、この法律の施行以前に調印されたジャーナリストの著作物の異なる媒体による利用に関する協定は、当事者の一方による破棄の場合を除き、期間満了の日まで従前通り適用される。

この法律の施行日に当該協定が締結されて

いなかった出版社において、知的所有権法典 L. 第 132-37 条に規定する協定は、この法律の施行及びこの協定の発効との間の期間に同法典 L. 第 132-38 条から L. 第 132-40 条までの適用により職業的ジャーナリストに支払われるべき報酬額を定める。

第 21 条

I. 知的所有権法典 L. 第 122-5 条 8° の冒頭を次のように改める。

8° 保存の目的で実施し、又は施設内における図書館の専用端末を用いた研究若しくは個人の私的な調査のための閲覧環境を保護する目的で実施する著作物の複製及びその上演は… (以下は変更なし)

II. 同法典 L. 第 211-3 条 7° 中「複製」の次に、「及び上演」を加え、「現地で」を「研究若しくは個人による私的な調査のための、施設の内部における図書館の専用端末上での」とする。

第 22 条 情報社会における著作権及び著作隣接権に関する 2006 年 8 月 1 日の法律第 2006-961 号第 15 条第 1 項第 2 文中「この公共機関に渡さなければならない」を「この機関の要求に応じて、この国に渡さなければならない」とする。

第 23 条

I. 次の条文を削除する。

1° 視聴覚通信に関する 1982 年 7 月 29 日の法律第 82-652 号第 89 条

2° 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 70-1 条並びに第 79 条第 3 項及び第 4 項

II. 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 30-2 条 IV の末尾から二番目の項中「L. 第 331-11 条」を「L. 第 331-9 条」

とする。

日を少なくとも3か月前までに定める。」

Ⅲ.

1. 情報技術及び情報サービスの分野における実験に関する1996年4月10日の法律第96-299号を廃止する。
2. 1993年9月27日の欧州共同体理事会指令93/83及び1993年10月29日の欧州共同体理事会指令93/98の知的所有権法典への転換に関する1997年3月27日の法律第97-283号第15条中「情報技術及び情報サービスの分野における実験に関する1996年4月10日の法律第96-299号第3条に規定する」を削る。
3. 電気通信の規制に関する1996年7月26日の法律第96-659号第22条IIIを削除する。
4. 領土の開発及び持続的発展のための方針並びに領土の開発及び発展のための方針に関する1995年2月4日の法律第95-115号の改正に関する1999年6月25日の法律第99-533号第18条を削除する。

第24条 前条に掲げる1986年9月30日の法律第86-1067号第99条第5項を次のように改める。

- 1° 第1文中「アナログの」の次に「ノンスクランブル³⁴⁾の国営サービスによる」を加える。
- 2° 第1文の次に次の一文を加える。

「この評議会は、各地域について、2011年11月30日までにこの放送方式に対する認可の最終期限が来る地方向けサービス及び国営サービスによるアナログ放送の停止

第25条

- I. 国立映画センターは、2009年6月30日までに、フランス又はヨーロッパの映画作品の合法的提供の拡大を促進することを目的とする照会のためのポータルサイトの設置の着手又は作成の任を負う。
- II. この法律の施行から3か月以内に、録音物の単位販売サービス³⁵⁾を提供するオンライン公衆送信サービス事業者は、この販売サービスの利用について、認められる諸権利及び独占権を尊重し、保護に関する技術的手段が相互運用性を許容しない場合にこの手段を用いない提供の枠組みで録音物を販売することを目的とする協定を製作者と結ぶ。

第26条

- I. 第15条、第16条、第27条III及び第28条を除き、この法律は、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用される。
- II. 知的所有権法典L.第811-1条を次のように改める。
 - 1° 「L.第335-4条第4項及びL.第133-1条からL.第133-4条までを除き、これ以降の条で規定する調整を条件として、マイヨットに〔適用される〕。同様の条件で、これらの条文は、適用される」及び「、南極周辺諸島及び南極大陸領土において」を削る。
 - 2° 第1項の次に次の二項を加える。

「L.第133-1条からL.第133-4条まで及びL.第335-4条第4項は、マイヨットに

³⁴⁾ ノンスクランブル (en clair) とは、映像信号やデータ信号の傍受を防止するための措置であるスクランブルを施していない状態を指す。通常、有料のテレビ放送などは、スクランブルがかけられ、契約者以外は視聴できないようになっている。こうした放送は、スクランブル放送と呼ばれる。

³⁵⁾ 楽曲等を1曲単位で販売する形式を指す。例えば、iTunes storeが代表的である。定額制をとらず、サービスの加入申込が不要な場合がほとんどである。

適用されない。

L. 第 133-1 条から L. 第 133-4 条まで、L. 第 421-1 条から L. 第 422-13 条まで、L. 第 423-2 条及び L. 第 335-4 条第 4 項は、南極周辺諸島及び南極大陸領土に適用されない。」

Ⅲ. 同法典 L. 第 811-2 条第 1 項を次のように改める。

「この法典のマイヨット及び南極周辺諸島及び南極大陸領土への適用のため並びにフランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島及びニューカレドニアに適用される諸規定の適用のために、次に列挙する用語をそれぞれ次のように置き換える。」

Ⅳ. この法律第 23 条 I の 2° 及び II、第 24 条並びに第 27 条 I 及び II は、フランス領ポリネシアに適用される。

第 27 条

I. 出版物の司法制度改革に関する 1986 年 8 月 1 日の法律第 86-897 号第 1 条の末尾に次の二項を加える。

「オンラインの出版サービスとは、内容の編集の管理権を持つ個人又は法人により職業として編集され、一般利益に関連し、定期的に更新され、時事との関連を示すジャーナリストイックな性格の取扱いを受けた情報からなり、販売促進の手段又は産業活動若しくは商業活動に付随的なものとならないようなオリジナルコンテンツの製作及び公衆への利用提供から構成されるオンライン公衆送信サービスすべてを意味する。

オンライン出版サービスを承認する条件は、このサービスに結び付く利益を受けることを目的として、デクレで定める。政治的及

び一般的情報としての性質を示すオンライン出版サービスについて、この承認は、労働法典 L. 第 7111-3 条にいう職業的ジャーナリストを少なくとも 1 人、正式に雇用することを前提とする。」

Ⅱ. 視聴覚通信に関する 1982 年 7 月 29 日の法律第 82-652 号第 93-3 条の末尾に次の一項を加える。

「インターネット利用者によりオンライン公衆送信サービスに送信され、このサービスにより個人寄与空間³⁶⁾と認知される場において公開されたメッセージの内容から違反が生じる場合、公開の管理者又は共同管理者は、オンライン上に置かれる前にこのメッセージについて現に認知していなかったということが論証される場合又はそれを知ってから直ちにこのメッセージを削除するために行動した場合は、主犯として負うべき刑事責任を負わない。」

Ⅲ. 租税一般法典第 1458 条 1° の 2 の次に 1° の 3 として、次のように加える。

「1° の 3 出版物の司法制度改革に関する 1986 年 8 月 1 日の法律第 86-897 号第 1 条第 3 項に規定するデクレで定める条件に従い課税年次の 1 月 1 日に承認されるオンライン出版サービス」

Ⅳ. Ⅲは、この条により改正された出版物の司法制度改革に関する 1986 年 8 月 1 日の法律第 86-897 号第 1 条第 3 項に定めるデクレの公布の翌年以降で、遅くとも 2009 年 12 月 31 日から設置される税に適用される。

第 28 条

I. 租税一般法典第 39 条の 2A を次のように改める。

³⁶⁾ 「個人寄与空間 (espace de contributions personnelles)」は、ブログ、フォーラム、インターネットサイト等を指し、より広い意味では、インターネット利用者がコメントやメッセージを寄せる討論や会話のための公のインターネット空間のことを指す。

A. 1 を次のように改める。

- 1° 第1項中「一般的〔情報に充てられている定期刊行物〕」の次に「又は出版物の司法制度改革に関する1986年8月1日の法律第86-897号第1条の適用により承認され、大部分が政治的及び一般的情報に充てられているオンライン出版サービス」を加える。
- 2° a を次のように改める。
 - a) 「利用」の次に「オンライン出版サービスの」を加える。
 - b) 一番目と三番目の「企業」の次の「出版の」を削る。
 - c) 「項」の次に「又は同項に規定するオンライン出版サービスの利用」を加える。
- 3° b 中「新聞又は出版物から抽出された、」を削る。
- 4° b の次に c として、次のように加える。
 - c) 研究、技術の発展及びオンライン出版サービス、新聞又は出版物のための

新技術に係る控除されるべき固定費

B. 2 を次のように改める。

1° 第1項第1文中「出版物」の次に「及び承認されたオンライン出版サービスのための」を加える。

2° 第1項第1文の次に次の一文を加える。

「この場合においては、承認されたオンライン出版サービスを利用し、他のいくつかの活動も行う企業について、上限は、オンライン出版サービスから得る利益にのみ基づいて計算する。」

C. 2の2中「みなされる1及び2に規定する」を「みなされる1及び2に規定するオンライン出版サービスの」とする。

D. 3の第2項中「出版物の」の次に「及び承認されたオンライン出版サービスのための」を加える。

II. I は、この法律の公布以後、年度末に適用される。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)

インターネットにおける文学的及び美術的所有権の刑事上の保護に関する 2009年10月28日の法律第2009-1311号

Loi n° 2009-1311 du 28 octobre 2009 relative à la protection pénale
de la propriété littéraire et artistique sur internet

海外立法情報課 服部 有希訳

第1条 インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進する2009年6月12日の法律第2009-669号によって改められた知的所有権法典L.第331-21条の次にL.第331-21-1条として、次のように加える。

[L.第331-21-1条 権利保護委員会の構成員及び権限を付与されL.第331-21条に規定する司法機関に対して宣誓した公務員は、この章に規定する違反がL.第335-7条及びL.第335-7-1条に規定するオンライン公衆送信サービスへのアクセスの停止という補充刑により罰せられる場合、この違反を構成する疑いのある事実の確認を行うことができる。

さらに権利保護委員会の構成員及び権限を付与され宣誓した公務員は、関係者の所見を集めることができる。この権利は、召喚状の中に記載される。

関係者が聴取を受けることを請求する場合、権利保護委員会の構成員及び権限を付与され宣誓した公務員は、この関係者を召喚し聴取する。聴取を受ける者はすべて、自ら選択した補佐人に補佐される権利がある。

聴取の調書の写しは、関係者に渡される。]

第2条 前条に掲げる2009年6月12日の法律第2009-669号によって改められた知的所有権法典を次のように改める。

1° L.第331-22条の最終項を削る。

2° L.第331-25条を削除する。

第3条 第1条に掲げる2009年6月12日の法律第2009-669号によって改められた知的所有権法典を次のように改める。

1° L.第331-26条を次のように改める。

a) 第1項第1文の末尾に「さらに、L.第335-7条及びL.第335-7-1条の適用により科せられる処罰について知らせる」を加える⁽¹⁾。

b) 第2項第2文中「できる」を「しなければならない」に、「送付」を「提示」にする⁽²⁾。

2° L.第331-35条第1項第2文の末尾に「L.第335-7-1条の適用により」を加える⁽³⁾。

第4条 第1条に掲げる2009年6月12日の法律第2009-669号によって改められた知的所有権法典L.第331-36条の末尾に次の一項を加える。

「オンライン公衆送信サービスへのアクセス

以下、注はすべて訳者注である。

(1) L.第331-26条第1項は、第1段階の勧告の送付とその記載内容について規定しているが、L.第335-7条及びL.第335-7-1条に規定する処罰内容も勧告の中で通知することとなった。

(2) 知的所有権法典L.第331-26条第2項は、第2段階の勧告に、書留郵便等で勧告の提示日を証明できる手段を講じることができるとしていたが、この措置を義務的なものとした。

(3) 知的所有権法典L.第331-35条第1項は、インターネットプロバイダ等が加入者と交わす契約書に、著作権侵害を行った場合の処罰について記載するよう規定したものであるが、この処罰の根拠としてHADOPI2法で新設されたL.第335-7-1条を明示した。

の提供を事業とする者は、権利保護委員会に停止を開始した日付を知らせなければならない。委員会は、停止期間の終了後直ちに加入者に関する個人情報の消去を行う。」

第5条 第1条に掲げる2009年6月12日の法律第2009-669号によって改められた知的所有権法典L.第331-37条第2項中「及び関連するあらゆる手続行為の」を「、関連するあらゆる手続行為、場合に応じた司法機関への申立てについての職業保護組織並びに著作権料の徴収及び分配に関する団体への通知方法並びにL.第335-7条第5項に規定する通知」とする。

第6条

I. 刑事訴訟法典第398-1条⁽⁴⁾第11項(9°)の次に10°として、次のように加える。

「10° オンライン公衆送信サービスを用いた知的所有権法典L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に規定する軽罪。」

II. 同法典第495-6条の次に第495-6-1条として、次のように加える。

「**第495-6-1条** 知的所有権法典L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に規定する軽罪は、同様に、オンライン公衆送信サービスを用いて犯された場合、この款に規定する刑事命令による略式手続の対象となる。**[違憲削除条文]**⁽⁵⁾ ([]内は訳者による補記)。」

第7条 知的所有権法典L.第335-6条の次に

L.第335-7条として、次のように加える。

「**L.第335-7条** オンライン公衆送信サービスを用いて違反が犯された場合、L.第335-2条、L.第335-3条及びL.第335-4条に規定する違反について有罪となる者は、さらに、同期間中のあらゆる事業者に対する同様のサービスを対象とした別の契約への申込みの禁止を伴う最長1年間のオンライン公衆送信サービスへのアクセスの停止という補充刑に処することができる。

このサービスが、電話又はテレビのサービスのような、他の形態のサービスを含む複合的な商業的提供形態に応じて購入される場合、停止の決定は、これらの他のサービスには適用されない。

アクセスの停止は、それ自体によって、サービスの提供者に対する使用料金の支払いには影響しない。消費法典L.第121-84条⁽⁶⁾は、停止期間中は適用されない。

停止期間中の加入者の不測の解約の費用は、加入者が負担する。

決定が執行力を有する場合、前条に規定する補充刑は、インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関に通知され、高等機関は、オンライン公衆送信サービスへのアクセスの提供を事業とする者が通知から遅くとも15日以内にこの加入者に対する停止を実施するために、この決定を事業者に通知する。

オンライン公衆送信サービスへのアクセスの提供を事業とする者が、通知された停止の刑を実施しない場合には、5,000ユー

(4) 刑事訴訟法典第398-1条に列挙される事項は、軽罪裁判所において、裁判長の権限を付与された1名の裁判官により裁定を下される。

(5) この部分に、2009年10月22日の憲法院判決第2009-590号により違憲と宣言された条文が置かれていた。なお、HADOPI2法の違憲削除条文は、この1箇所のみである。違憲削除条文の翻訳は、解説の第III章に記載している。

(6) 消費法典L.第121-84条は、電子通信サービスの提供契約において、契約条件を修正する計画がある場合、サービスの提供者は、実施の1か月前までに、消費者に対し、この契約について、罰則や損害賠償を伴わず契約解除できる情報を含めて通知しなければならないとする規定である。

ロ以下の罰金に処する。

刑事訴訟法典第 777 条 3[°](7)は、この条に規定する補充刑には適用されない。」

第 8 条 知的所有権法典 L. 第 335-6 条の次に L. 第 335-7-1 条として、次のように加える。

「**L. 第 335-7-1 条** この法典により定める第 5 級違警罪について、規則で定めるところにより、L. 第 335-7 条に規定する補充刑は、権利保護委員会が L. 第 331-25 条⁽⁸⁾の適用により郵便書留又は提示日の証明となるような他のあらゆる適切な手段によりインターネットへのアクセスのセキュリティ確保の手段を実施するよう勧める勧告を事前に送付したオンライン公衆送信サービスへのアクセスの権利を持つ者に明白な過失がある場合、この者に対して、同様の方法に従い宣告することができる。

明白な過失は、前項に規定する勧告の提示から遅くとも 1 年以内に犯された事実に基づいて判断される。

この場合、停止の最長期間は、1 か月である。

この条に規定する補充刑に処された者が、停止期間の間に、別のオンライン公衆送信サービスの加入契約への申込みの禁止を守らなかった場合には、3,750 ユーロ以下の罰金に処す。」

第 9 条 知的所有権法典 L. 第 335-6 条の次に L. 第 335-7-2 条として、次のように加える。

「**L. 第 335-7-2 条** L. 第 335-7 条及び L. 第 335-7-1 条に規定する停止の刑罰を宣告し期間を決定するために、裁判所は、侵害の状況及び重大性、その著作者の特性及び特

に著作者の職業的又は社会的活動並びに社会経済的状况を考慮する。宣告する刑罰の期間は、知的所有権の保護と、表現する権利及び特に自宅から自由に送信する権利とを両立させなければならない。」

第 10 条 第 1 条に掲げる 2009 年 6 月 12 日の法律第 2009-669 号によって改められた知的所有権法典 L. 第 336-3 条第 2 項の末尾に「L. 第 335-7 条及び L. 第 335-7-1 条は別として、」を加える。

第 11 条 刑法典第 434-41 条第 1 項の末尾に「及び違反に関して知的所有権法典 L. 第 335-7 条に規定する補充刑に基づく新たなオンライン公衆送信サービスへの加入契約の禁止の」を加える。

第 12 条

I. 第 1 条に掲げる 2009 年 6 月 12 日の法律第 2009-669 号によって改められた知的所有権法典を次のように改める。

1[°] L. 第 331-17 条中「L. 第 331-26 条」を「L. 第 331-25 条」とする。

2[°] L. 第 331-5 条、L. 第 331-6 条、L. 第 331-7 条、L. 第 331-41 条、L. 第 331-44 条及び L. 第 342-3-1 条中「L. 第 331-39 条」を「L. 第 331-31 条」とする。

3[°] L. 第 331-5 条及び L. 第 331-44 条中「L. 第 331-40 条」を「L. 第 331-32 条」とする。

4[°] L. 第 331-6 条、L. 第 331-39 条及び L. 第 342-3-1 条中「L. 第 331-41 条から L. 第 331-43 条まで及び L. 第 331-45 条」を「L. 第 331-33 条から L. 第 331-35 条まで及び L. 第 331-37 条」とする。

(7) 刑事訴訟法典第 777 条は、司法大臣管轄下の保管所で管理される犯罪記録である前科簿 (casier judiciaire) に記載すべき犯罪の種類を列挙する規定である。3[°]には、禁止、権利剥奪及び無能力の刑が挙げられている。

(8) HADOPI1 法では、L. 第 331-26 条であったが、HADOPI2 法により、条文番号が変更された。

- 5° L. 第 331-26 条、L. 第 331-32 条、L. 第 331-35 条、L. 第 331-36 条、L. 第 331-37 条、L. 第 331-38 条、L. 第 331-39 条、L. 第 331-40 条、L. 第 331-41 条、L. 第 331-42 条、L. 第 331-43 条、L. 第 331-44 条及び L. 第 331-45 条をそれぞれ L. 第 331-25 条、L. 第 331-26 条、L. 第 331-27 条、L. 第 331-28 条、L. 第 331-29 条、L. 第 331-30 条、L. 第 331-31 条、L. 第 331-32 条、L. 第 331-33 条、L. 第 331-34 条、L. 第 331-35 条、L. 第 331-36 条及び L. 第 331-37 条とする。
- II. 第 1 条に掲げる 2009 年 6 月 12 日の法律

第 2009-669 号第 19 条 II 中「L. 第 331-45 条」を「L. 第 331-37 条」とする。

- III. デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 I の 1 第 2 項中「L. 第 331-32 条」を「L. 第 331-26 条」とする。

第 13 条 この法律は、フランス領ポリネシアを除く共和国の領土全域において適用される。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)